

# 総 合 評 価 書

G 8 司法・内務大臣会議等における  
国際的な枠組みを活用した治安対策の推進

平 成 2 2 年 3 月

国家公安委員会・警察庁

## 目 次

はじめに	1
第1章 評価の対象とした政策等	2
第2章 各施策の効果の把握手法及びその結果	7
第1 国際テロ対策	7
第2 ID関連犯罪対策	10
第3 薬物犯罪対策	14
第4 国際組織犯罪に対抗するユニバーサル・ネットワークの構築	18
第5 キャパシティ・ビルディング支援	30
第6 児童の性的搾取との闘い	36
第3章 結果の評価及び政策への反映の方向性	40
第1 国際テロ対策	40
第2 ID関連犯罪対策	40
第3 薬物犯罪対策	41
第4 国際組織犯罪に対抗するユニバーサル・ネットワークの構築	42
第5 キャパシティ・ビルディング支援	45
第6 児童の性的搾取との闘い	45
第7 総括	47
終わりに	48

### 資料

- 別添1 2008年G8司法・大臣会議 総括宣言（仮訳）
- 別添2 2008年G8司法・大臣会議 キャパシティ・ビルディング支援に関するG8  
司法・内務閣僚宣言（仮訳）

## はじめに

国家公安委員会及び警察庁は、「平成21年度政策評価の実施に関する計画」に基づき、行政課題「G8司法・内務大臣会議等における国際的な枠組みを活用した治安対策の推進」について、総合評価方式による評価書を作成することとしている。本評価書は、同計画に基づき、2008年（平成20年）6月11日から13日にかけて開催されたG8司法・内務大臣会議の成果を踏まえ、我が国が推進している各種治安対策の効果を明らかにし、その問題点を分析することにより、我が国における国際的な枠組みを活用した治安対策の今後の在り方の検討に資するために作成したものである。

# 第1章 評価の対象とした政策等

## 第1 評価の対象とした政策

2008年（平成20年）、我が国はG8（主要8か国：日、伊、加、仏、米、英、露及び独）の議長国として、北海道洞爺湖サミット（主要国首脳会議）を始めとする各種会議を主催した。このうち、G8司法・内務大臣会議については、同年6月11日から13日までの間、東京都において警察庁が法務省と共同で主催した。

同会議における協議の結果は、「総括宣言」及び「キャパシティ・ビルディング支援に関するG8司法・内務閣僚宣言」として、採択・公表された。

本政策評価では、これらの宣言を踏まえ、我が国の警察において推進している各種の国内治安対策を評価の対象とした。具体的な施策については次のとおりである。

### 1 国際テロ対策

国際テロ対策は、近年、G8司法・内務大臣会議で扱われてきた議題の大きな柱の1つであり、各国の関心も極めて高い分野である。平成13年の米国同時多発テロ事件以降、各国政府がテロ対策を強化しているにもかかわらず、イスラム過激派は、世界各地でテロ事件を実行するなど、国際テロの脅威は依然として高い状況にある。特に、オサマ・ビンラディンが率いる国際テロ組織「アル・カーイダ」は、米国に対するジハード（聖戦）の象徴的存在として、世界のイスラム過激派を惹き付け、また、様々な機会をとらえて米国やその同盟国に対するジハードを呼び掛けるメッセージを世界に発信し続けている。この影響を受け、「アル・カーイダ」の中核（指導部）と直接の関係を有しない各種テロ組織が、テロの実行を企図する傾向が世界各地で見られる。

とりわけ、非イスラム教諸国で生まれ又は育ちながら、何らかの影響を受けて暴力の行使も辞さないという段階まで「過激化」(注1)し、自らが居住する国やイスラム過激派が標的とする諸国の権益をねらってテロを実行する、いわゆるホームグロウン・テロリストの危険性が各国で認識されており、実際に、17年7月の英国・ロンドンにおける同時多発テロ事件(注2)を始めとする大規模・無差別テロが、ホームグロウン・テロリストによって引き起こされている。G8各国では、このような脅威に対して、過激化の傾向を分析し、これに対応する新たな対策を検討するなど、様々な取組みを行っている。

我が国の警察においても、過激化した者によるテロの防止等のための情報収集・分析態勢を強化し、関係機関との連携を強化している。

(注1) 統一された定義はないが、一般に「政治的、宗教的、社会的な変革を目的に暴力の使用を

容認する極端な主義主張を受入れ又は促進させる過程」をいう。

(注2) 英国・ロンドン中心部の地下鉄構内3か所(リバプールストリート駅等)及びラッセルスクエア付近路上でバスが爆発する同時多発テロが発生、56人が死亡、約700人が負傷した。

## 2 ID関連犯罪対策

現代社会においては、様々な種類の個人識別文書・個人識別情報が使用されており、これらを悪用するID関連犯罪(注3)の影響は、深刻かつ広範囲にわたる。ID関連犯罪は、巨額の利益をもたらす経済的詐欺の手段として、また、証拠を隠滅し、捜査や処罰を免れ、収益を隠蔽する手段として用いられ、さらには組織犯罪やテロリストの活動と結びついていると見られている。G8各国においては、ID関連犯罪に関するこれらの懸念を共有し、ID関連犯罪の積極的な検挙・訴追だけでなく、各国の国内身分認証制度を強化するための好事例集を作成し、情報を共有するなどの対策を推進している。

我が国においては、特に、近年深刻な被害状況にある振り込め詐欺に関し、主要な犯行ツールである携帯電話や預貯金口座を取得するために、偽変造した本人確認書類が利用されている状況があることから、警察において、偽変造した本人確認書類等の行使に係る犯罪の取締りを推進している。

(注3) 2010年(平成20年)G8司法・内務大臣会議の総括宣言においては、アイデンティティーの悪用に係る不法な行為を広く指し、その中には、個人識別文書及び個人識別情報の偽変造のほか、これらの不正な取得、移転、所持及び行使が含まれる。

## 3 薬物犯罪対策

薬物犯罪は、国境を越えて敢行され、犯罪組織及びテロ組織の資金源の一つとなっているほか、公衆衛生に及ぼす影響も大きく、G8各国とも重要な課題と位置づけ、国際的な連携を強化している。2008年(平成20年)G8司法・内務大臣会議においては、特に、アフガニスタンにおけるヘロインやラテンアメリカにおけるコカインの取引に関する問題、新たな種類の合成薬物及びその製造に必要な前駆化学物質(注4)への対策の必要性等について、G8各国間の共通認識が得られた。

我が国においては、流通している違法薬物の多くが海外から密輸入されたものであることから、薬物犯罪対策の推進については、国際的な薬物流通ネットワークの解明・遮断が重要となる。そこで、我が国の警察においては、特に、国内の薬物事犯の検挙人員の約8割(注5)を占める覚せい剤事犯について、微量成分分析(注6)を始めとする科学的手法を活用するとともに、各国捜査機関との連携を強化することによって、覚せい剤を中心とする薬物の密輸・密売ルートの解明・遮断を図ることとしている。

(注4) ある化学物質(ここでは合成薬物)が生成する前の段階の化学物質を指す。

(注5) 平成20年中の薬物事犯の検挙人員14,288人中、覚せい剤事犯の検挙人員は11,025人で全体

の77.2%である。

(注6) 覚せい剤中に含まれる微量な不純物の成分を分析すること。

#### 4 国際組織犯罪に対抗するユニバーサル・ネットワークの構築

G8や国際連合を始めとする様々な国際的枠組みにおける取組みにもかかわらず、国際組織犯罪は、近年の国境を越えて行われる経済社会活動の拡大、インターネット等の近代的情報通信技術の発展・普及等に伴って、世界的な広がりをみせており、その手口も一層巧妙化している。このような状況に迅速かつ的確に対処するためには、国際刑事警察機構（ICPO）による加盟国間の情報通信ネットワークや各種データベースの整備に代表される世界的な規模での捜査インフラの整備に加え、国内外の関係機関との連携の強化による情報共有の促進、電話産業やインターネット・サービス・プロバイダ（以下「プロバイダ」という。）を始めとする民間部門との連携の強化といった、国家や組織の垣根を越えた世界的かつ多用な連携網（ユニバーサル・ネットワーク）を構築・強化する必要がある。G8各国においては、それぞれがユニバーサル・ネットワークの構築を推進し、拡大する国際組織犯罪に対抗していくこととしている。

我が国においても、国境を越えて敢行される犯罪や携帯電話・インターネット等を利用した犯罪に対処するため、国内外の関連機関との情報共有の促進や官民協力の推進が重要課題となっている。我が国の警察では、このような問題意識の下、ICPOデータベースへの貢献、入国管理局等との連携、電気通信事業者等との連携、インターネット上の違法情報・有害情報に関する通報を受け付ける「ホットライン」との連携を推進することとしている。

#### 5 キャパシティ・ビルディング支援

国際組織犯罪や国際テロ対策においては、各国がそれぞれに必要な犯罪対処能力を構築（キャパシティ・ビルディング）すべきであることは当然だが、対策の抜け穴をふさぐ必要性から、法執行能力が不足している国に対するキャパシティ・ビルディング支援もまた、極めて重要である。

2008年（平成20年）G8司法・内務大臣会議では、我が国の警察によるインドネシアに対する警察制度改革支援を始め、G8各国が有するキャパシティ・ビルディング支援に係る多くの経験・知見の共有を促すとともに、今後の効果的な支援の在り方について、特に、支援の質という観点から議論が行われた。同会議においては、我が国の警察が従来より行っている質を重視したキャパシティ・ビルディング支援の重要性が改めて確認され、我が国の支援に高い評価が与えられた。

我が国の警察では、引き続き、外国人研修員の受入れや警察職員の支援対象国への派遣等「ヒトづくり」を中心とした、支援対象国の犯罪対処能力の

向上に一層資するキャパシティ・ビルディング支援を行うため、各種国際協力プログラム等の推進による支援を強化することとしている。

## 6 児童の性的搾取との闘い

外国に渡航して児童と性的接触に及ぶ行為や、インターネットを利用した児童ポルノの陳列及び提供を始め、あらゆる形態による児童の性的搾取は非難され、弾劾されるべきものである。G 8 各国は、これまで、児童に対する犯罪を予防・捜査・訴追する能力の向上に努めてきたが、特に、ドイツ・ミュンヘンにおいて開催された2007年（平成19年）G 8 司法・内務大臣会議においては、「児童ポルノに対する国際的闘いの強化」と題する独立の宣言を採択し、児童の性的搾取への対応の重要性を強調したところである。

2008年（20年）G 8 司法・内務大臣会議においては、児童の性的搾取（特に、セックス・ツーリズムや児童ポルノ）対策をより一層効果的に行うための国際協力を拡充する取組みを継続することが確認された。

児童の性的搾取への対策を強化しようとする国際的な気運の高まり等を受け、我が国の警察では、21年6月に「児童ポルノの根絶に向けた重点プログラム」(注7)を策定し、児童ポルノの根絶に向けた総合的な対策を推進することとしており、児童買春・児童ポルノ事犯の取締りの推進や、出会い系サイト(注8)に関係する児童被害の防止といった取組みを通じ、児童の性的搾取との闘いを継続することとしている。

(注7) 児童ポルノの根絶に向け、警察庁及び都道府県警察において、それぞれ取り組むべき施策等を取りまとめたもの。児童ポルノの取締り、流通防止対策、被害児童支援の3点が施策の柱に掲げられており、児童ポルノ事犯の取締りと流通防止対策によって児童ポルノの流通の根絶を図ることのみならず、被害児童支援によって被害児童の精神的な負担の緩和を図ることをも「児童ポルノの根絶」と位置づけている。

(注8) 面識のない異性との交際(以下「異性交際」という。)を希望する者(以下「異性交際希望者」という。)の求めに応じ、その異性交際に関する情報をインターネットを利用して公衆が閲覧することができる状態に置いてこれに伝達し、かつ、当該情報の伝達を受けた異性交際希望者が電子メールその他の電気通信を利用して当該情報に係る異性交際希望者と相互に連絡することができるようにする役務を提供するウェブサイト。

## 第2 評価の観点

本政策評価においては、G 8 司法・内務大臣会議等における国際的な枠組みを活用した治安対策に関する施策が効果的に実施されているかという観点を中心に評価を行い、問題等のある施策があればその原因を明らかにし、今後の国際的な枠組みを活用した国内治安対策の在り方を示すことを目的とした。

### **第3 効果の把握の手法及びその結果**

効果の把握の手法及びその結果については、各施策別に、第2章に記載することとした。

### **第4 学識経験を有する者の知見の活用に関する事項**

この報告書は、平成22年2月5日に開催した警察庁政策評価研究会において、報告書の記載内容や記載方法等について、意見を聴取した上で作成した。

### **第5 評価を行う過程において使用した資料その他の情報に関する事項**

2007年（平成19年）及び2008年（20年）に開催されたG8司法・内務大臣会議において採択された各種宣言や、警察庁が取りまとめている業務統計等を使用した。

### **第6 政策所管課及び評価を実施した期間**

#### **1 政策所管課**

長官官房国際課

#### **2 評価を実施した期間**

平成20年6月14日から21年10月31日までの間とする。

ただし、この報告書においては、原則として統計値は20年7月1日から21年6月30日（20年下半期及び21年上半期）までのものを記載することとした。

## 第2章 各施策の効果の把握手法及びその結果

### 第1 国際テロ対策

#### 1 施策の目的

国際テロ等の未然防止を図るとともに、これらの事案に的確に対処すること。

#### 2 取組みの内容

- (1) 過激化した者等によるテロの防止等のための情報収集・分析態勢の強化  
国際テロリズム対策部門における増員や国際協力の推進のほか、過激化対策に係るワークショップ（注9）への参加等により、国際テロ等に関連する情報の収集・分析態勢を強化した。

（注9） 穏健派コミュニティを支援するための取組みに関する外務省主催のワークショップであり、平成21年7月27日及び28日の両日、東京において開催されたもの。このワークショップでは、東南アジア地域における穏健派コミュニティを支援するために、日米豪の3か国がそれぞれが行ってきた人物交流や具体的な援助事業が紹介された。

- (2) 関係機関との連携の強化

警察庁外事情報部長による外国治安情報機関等とのハイレベルな情報交換等に加え、実務担当者によるセミナーを開催するなどして、関係機関との緊密な情報交換等を行った。

また、内閣情報会議（注10）、合同情報会議（注11）等において、総理大臣官邸や内閣官房等の関係機関に対し、政府の意思決定に資する情報の提供を行った。

このほか、国内の関係機関と連携し、国際海空港対策、管理者対策を行った。

（注10） 内閣官房長官を議長とし、内閣官房副長官（政務・事務）、内閣危機管理監、内閣情報官等の内閣官房の幹部と、情報関係省庁（警察庁、金融庁、公安調査庁、外務省、財務省、経済産業省、海上保安庁及び防衛省）等の事務次官級が構成員となっており、原則として年2回開催され、重要情報を共有するとともに、総合的な分析・評価を行い、政策の立案に寄与するもの。

（注11） 内閣情報会議の下に置かれ、内閣官房副長官（事務）が議長を務め、内閣情報官のほか情報関係省庁の局長級等が構成員となり、関係省庁間の情報共有等を行うもの。

#### 3 取組みの効果を把握する手法

- (1) 過激化した者等によるテロの防止等のための情報収集・分析態勢の強化  
評価実施期間における情報収集・分析態勢の強化の状況について、事例を挙げて評価することとした。

## (2) 関係機関との連携の強化

評価実施期間における国内外の関係機関との情報交換等の連携状況について、事例を挙げるほか、国際テロ事件捜査セミナー（注12）の招へい国数及び招へい人数を指標とし、評価することとした。

（注12） 警察庁が独立行政法人国際協力機構（以下「JICA」という。）と共催で、アジア、中東、中南米等から国際テロ事件捜査に携わる上級幹部を招へいし、我が国の国際テロ事件に関する捜査及び対策について技術の移転を図るもの。

## 4 取組みの効果を把握した結果

### (1) 過激化した者等によるテロの防止等のための情報収集・分析態勢の強化 ア 増員措置及びワークショップへの参加

平成20年度に、過激化に関する情報の収集・分析を担当する所要の増員措置を講ずるとともに、過激化に係るワークショップにおいて各国と情報交換を行うなどにより、テロ情報の分析態勢を強化した。

### イ インターネット上のテロ関連活動監視プロジェクトの提案

インターネットが、過激思想の拡散やテロリスト同士の技術・知識の共有に利用されている状況を踏まえ、2009年（平成21年）5月、ベトナム・ハノイにおいて開催された第29回ASEANAPOL（注13）総会において、ASEANAPOLの枠組みを利用したインターネット上のテロ関連活動監視プロジェクトを提案した。本プロジェクトは、関連ウェブサイトの監視業務を国際的に分担し、その情報を英語で共有することにより、各国の情報の収集・分析やテロ事件等の捜査に資することを目指すものである。

（注13） 東南アジア諸国連合（ASEAN）加盟国における警察同士の交流促進を目的として1981年（昭和56年）に結成された国際的枠組み。当初は5か国のみ（インドネシア、マレーシア、フィリピン、シンガポール、タイ）の加盟であったが、その後5か国（ブルネイ、ベトナム、ラオス、ミャンマー、カンボジア）が加盟し、現在は10か国で構成されている。我が国は、中国、韓国、オーストラリア及びニュージーランドと並んで、議題提案権を有する「ダイアログ・パートナー」と位置づけられている。

## (2) 関係機関との連携の強化

### ア 外国治安機関等との連携

警察庁外事情報部長によるハイレベルな情報交換等に加え、実務担当者による緊密な情報交換等を積極的に行うことにより、これまでカウンターパートでなかった機関とも協力関係を構築するに至るなど、従来以上に外国治安機関等との緊密な連携を確保した。

平成21年6月に開催された国際テロ事件捜査セミナーの招へい国数は11か国、招へい人数は12人と、例年並の水準を確保し、外国治安機関との緊密な連携を維持した。

### 【国際テロ事件捜査セミナーの招へい国数及び招へい人数】

	17年	18年	19年	20年	21年
招へい国数	11か国	11か国	11か国	10か国	11か国
招へい人数	16人	12人	12人	13人	12人

#### イ 業者との連携

爆発物の原材料となり得る硝酸アンモニウム等の薬品を扱う業者に対して、不審な購入事案の情報提供を促したり、旅館業者に対して、法令上の義務となっている宿泊客の氏名等の宿泊者名簿への確実な記載を要請するなどの管理者対策を厚生労働省等と連携して行った。

#### ウ 国内関係機関との連携

国際空港・港湾において、入国管理局や税関等との連携の下、事前旅客情報システム（A P I S）<sup>(注14)</sup>や外国人個人識別情報認証システム（B I C S）<sup>(注15)</sup>の効果的な活用を推進した。

（注14） A P I S : Advanced Passenger Information System

航空機で来日する旅客及び乗員に関する情報と関係省庁が保有する要注意人物等に係る情報を入国前に照合するシステム。平成17年1月から、一部航空会社の協力の下、警察庁、法務省及び財務省が共同で運用を開始した。

（注15） B I C S : Biometrics Immigration Identification & Clearance System

偽変造旅券の使用、他人へのなりすまし等による不法入国を防ぐため、来日する外国人に入国審査の際に提供させた個人識別情報と関係省庁が保有する要注意人物等に係る情報を照合するシステム。平成19年11月から入国管理局が運用を開始した。

#### エ 効果的事例

アフガニスタン等において、麻薬が武装勢力タリバンの資金源となっているとの指摘がある状況において、平成21年2月、名古屋及び横浜の海港において、税関長の許可を受けずにアフガニスタンやアラブ首長国連邦向けに無水酢酸<sup>(注16)</sup>とみられる液体を輸出しようとした事案が相次いで判明したため、税関と協力し、関税法違反容疑事件として被疑者を逮捕するとともに、逃走した別の被疑者を指名手配した。

（注16） 医薬品や工業原料、合成甘味料、染料等に幅広く使われる強い酸味と刺激臭を持つ液体であり、ヘロインの精製原料としても用いられる。

## 第2 ID関連犯罪対策

### 1 施策の目的

偽変造等した本人確認書類等の行使に係る犯罪の取締りを推進すること。

### 2 取組みの内容

偽変造等した本人確認書類等の行使により、不正に取得された架空・他人名義の携帯電話や預貯金口座等は、振り込め詐欺等の犯行ツールとして広く利用され、各種犯罪を助長していることから、これらの流通を遮断し、犯人の手に渡らないようにするため、携帯電話や預貯金口座等の不正契約・開設の取締りを推進した。

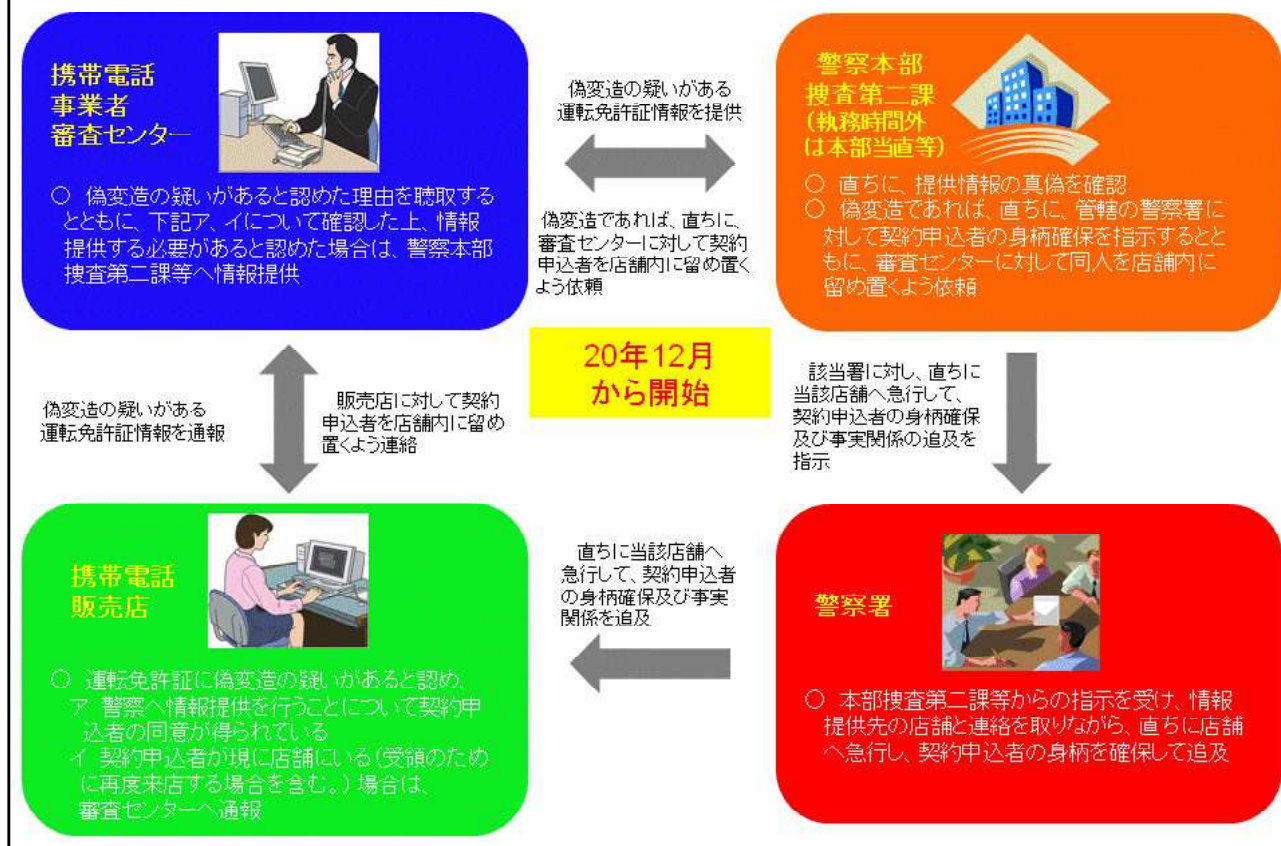
架空・他人名義の携帯電話や預貯金口座が主要な犯行ツールとして悪用されている振り込め詐欺の被害は、平成20年上半期において被害総額167億円と、過去最悪のペースで発生し、極めて深刻な状況にあったことから、警察庁では、同年6月、警察庁次長を長とする「振り込め詐欺対策室」を設置し、組織を挙げた振り込め詐欺対策を推進することとした。当該対策の一環として、振り込め詐欺を助長する口座詐欺及び携帯電話端末詐欺についても、金融機関や携帯電話事業者等の協力を得て、その取締りを徹底した。

携帯電話事業者の協力の一例として、携帯電話の契約時に、契約申込者が本人確認書類として事業者に対して提示した運転免許証が偽変造されたものであると疑われる場合に、事業者から警察へ情報提供を行う制度を構築した。この制度の下、情報提供を受けた警察は、当該情報を捜査に活用して犯人を早期に検挙するとともに、不正に契約された携帯電話の流通の防止に寄与している。

#### 【振り込め詐欺の認知状況】

	16年	17年	18年	19年	20年		21年 上半期
						上半期	
認知件数(件)	25,667	21,612	19,020	17,930	20,481	11,903	4,110
被害総額(億円)	283.8	251.5	254.9	251.4	275.9	166.9	50.4

## 偽変造の疑いがある運転免許証発見時の情報提供と対応



### 3 取組みの効果を把握する手法

偽変造等した本人確認書類等の行使に係る犯罪の検挙状況、検挙事例等によって把握し、評価することとした。

### 4 取組みの効果を把握した結果

#### (1) 口座詐欺及び携帯電話端末詐欺の検挙状況

平成20年下半期から21年上半期の口座詐欺の検挙件数の平均は1,937件、検挙人員は702人と、18年上半期から20年上半期までの平均に比べ、1,090件(128.6%)、309人(78.8%)増加した。

平成20年下半期から21年上半期の携帯電話端末詐欺の検挙件数の平均は626件、検挙人員は259人と、18年上半期から20年上半期までの平均に比べ、446件(247.5%)、144人(125.6%)増加した。

## 【口座詐欺及び携帯電話端末詐欺の検挙状況】

区分		年次										増減	
		18年 上半期	18年 下半期	19年 上半期	19年 下半期	20年 上半期	18年上半期 ～20年上半期 平均	20年 下半期	21年 上半期	20年下半期 ～21年上半期 平均	件(人)数	率(%)	
口座詐欺	検挙件数(件)	699	859	647	955	1,076	847	1,773	2,101	1,937	1,090	128.6	
	うち架空・他人名義で開設	250	218	101	213	257	208	482	422	452	244	117.5	
	検挙人員(人)	416	402	260	440	444	392	579	824	702	309	78.8	
	うち架空・他人名義で開設	166	162	72	197	164	152	176	288	232	80	52.4	
携帯電話 端末詐欺	検挙件数(件)	22	67	80	201	530	180	652	599	626	446	247.5	
	うち架空・他人名義で契約	22	56	70	173	403	145	554	497	526	381	262.9	
	検挙人員(人)	24	52	59	165	273	115	306	211	259	144	125.6	
	うち架空・他人名義で契約	24	42	53	148	239	101	282	165	224	122	120.8	

(注) 各「平均」欄は、単位未満四捨五入しているため、表中の各項目の差が「増減」欄と必ずしも一致しない。

運転免許証に偽変造の疑いがある場合における警察への情報提供制度の運用が開始された平成20年12月から21年6月にかけての事業者から警察への情報を端緒とする検挙人員は、58人である。

21年上半期における架空・他人名義での契約による携帯電話端末詐欺の検挙人員は165人であり、そのうちの25.5%に当たる42人がこの制度の運用の結果、検挙されている。

## 【事業者からの情報提供に基づく携帯電話端末詐欺の検挙人員】

年次		20年	21年	合計
区分		12月	上半期	
検挙人員(人)		16	42	58

評価対象期間における口座詐欺及び携帯電話端末詐欺の検挙件数及び検挙人員はともに増加している。また、運転免許証に偽変造の疑いがある場合における警察への情報提供制度に基づく検挙活動も一定の効果が認められ、官民を挙げた、偽変造された運転免許証の行使による携帯電話の不正契約を防止するための取組みが推進されている。以上から、携帯電話や預貯金口座等の不正契約・開設の取締りは、推進されたと認められる。

### (2) 口座詐欺及び携帯電話端末詐欺の検挙事例

無職の男(35)らは、不正に入手した偽造された他人名義の健康保険被保険者証及び住民票等を利用して携帯電話をだまし取ろうと企て、少年を使って同名義人になりすませ、東京都内の携帯電話販売店において、同健康保険被保険者証等をあたかも真正に作成されたものであるかのように装って、同店店員に対し偽造した契約申込書を提出し、携帯電

話約1,200台をだまし取った。

平成20年12月までに、少年多数を含む詐欺グループのメンバー合計15人を検挙した。(警視庁)

山口組傘下組織幹部(29)らは、スキャナーを用いて正規の運転免許証の公安委員会の記名及び公印の画像をパーソナルコンピュータ内に取り込むなどして運転免許証11通を偽造した上、同運転免許証を使用して携帯電話及び預金通帳をだまし取ろうと企て、山口県内の複数の携帯電話販売店及び金融機関において、同運転免許証をあたかも真正なものであるかのように装って提出し、携帯電話14台等をだまし取った。

平成21年3月までに、同組織の複数の幹部を含む合計8人を逮捕した。(山口県警察)

### 第3 薬物犯罪対策

#### 1 施策の目的

違法薬物及びその原料物質が国境を越えて流通している現状にかんがみ、微量成分分析を始めとする科学的手法を活用するとともに、関係各国との国際的な連携を強化することによって、覚せい剤を中心とする薬物の密輸・密売ルート の 解明・遮断を図ること。

#### 2 取組みの内容

##### (1) 科学的手法の活用

押収した覚せい剤にどのような不純物がどれだけ含まれているかは、その密造方法等によって異なることから、微量成分分析の結果を比較・照合すること（以下「薬物照合業務」という。）によって、押収の日時・場所の異なる覚せい剤の類似性を明らかにし、密輸・密売ルートに関する捜査を効率的に推進することができる。

薬物照合業務は、平成6年から一部で運用が開始され、11年からは全国で運用されているが、近年、純度の高い覚せい剤の流通が顕著になってきたことから、薬物照合業務を効果的に行うため、18年9月から全国の薬物分析結果を集約した薬物照合業務プログラムの運用を開始し、各都道府県警察本部薬物対策担当課において、薬物分析結果のデータの全件検索を行い、類似性の高いデータを抽出できる態勢を整備した。

##### (2) 国際連携の強化

###### ア 海外薬物取締機関との協力体制の構築

平成21年2月、第14回アジア・太平洋薬物取締会議（注17）を千葉県において開催し、薬物の不正取引の現状と対策について討議を行った。

また、個別の薬物事犯について、関係海外薬物取締機関との情報交換を行うなどして、被疑者検挙に努めた。

（注17）平成7年度から、アジア・太平洋地域全体での薬物取締り及び捜査協力に関する討議・研究を行うとともに、我が国が有する薬物事犯の捜査技術の移転等を図ることを目的とし、警察庁ODAの一環として行っている。

###### イ 海外薬物取締機関の薬物取締能力及び薬物分析能力の向上の支援

平成20年9月から10月までの間及び21年9月から10月までの間において、アジア、中南米等から薬物取締機関の上級幹部を招へいし、薬物取締りに関する情報交換と我が国の捜査技術の移転を図るための薬物犯罪取締セミナーをJICAと共同で開催した。

また、JICAの技術協力プロジェクトの一環として、14年6月から17年6月までの間、タイ、カンボジア、ラオス、ミャンマー及びベトナム（メコン地域諸国）の薬物分析技術の向上と法執行能力の強化のため、

タイ薬物対策地域協力プロジェクト（第1フェーズ）に取り組み、JICA作成に係る「タイ王国薬物対策地域協力プロジェクト終了時評価報告書」において優れた評価を受けた。この成果を踏まえ、カンボジア、ラオス、ミャンマー及びベトナムに対するタイの薬物分析技術支援能力の向上を目標として、18年9月から21年3月までの間、タイ薬物対策地域協力プロジェクト（第2フェーズ）に取り組み、薬物取締・薬物分析の専門家を派遣して、タイの薬物分析技術支援能力の向上に努めたほか、カンボジア、ラオス、ミャンマー及びベトナムに対する技術支援を行った。さらに、17年1月から19年1月までの間、フィリピンで行われた薬物法執行能力向上プロジェクトの効果の検証及び追加支援を主な目的として、21年6月から8月までの間、フィリピン麻薬取締庁に薬物分析の専門家である技官を派遣し、同国の薬物分析能力の向上を支援した。

### 3 取組みの効果を把握する手法

#### (1) 科学的手法の活用

薬物照合業務プログラムへの薬物分析結果の登録件数を指標とし、その推移を分析し、評価することとした。

#### (2) 国際連携の強化

##### ア 国際的な協力体制の構築状況

アジア・太平洋薬物取締会議の参加国（地域及び国際機関を含む。）数及び参加人数を指標とし、その推移を分析し、評価することとした。

##### イ 海外薬物取締機関への薬物取締技術、薬物分析技術の移転状況

薬物犯罪取締セミナーの招へい国数及び招へい人数を指標とし、その推移を分析し、評価することとした。また、タイ薬物対策地域協力プロジェクト（第2フェーズ）についてJICAが作成した「タイ王国メコン地域薬物対策地域協力プロジェクトフェーズ2終了時評価調査報告書」（以下「終了時評価調査報告書」という。）における評価結果を分析することとした。

### 4 取組みの効果を把握した結果

#### (1) 科学的手法の活用

平成21年6月末現在の薬物照合業務プログラムへの薬物分析結果の登録件数は624件と、18年9月に比べて10倍以上となっており、着実な増加が認められる。

【薬物分析結果の登録件数】

	18年 9月	19年 6月	19年 12月	20年 4月	20年 12月	21年 6月
登録件数	61件	122件	246件	346件	463件	624件

(注) 上記データの更新は不定期に行っている。

(2) 国際連携の強化

ア アジア・太平洋薬物取締会議の参加国（地域及び国際機関を含む。）  
数及び参加人数の推移

平成21年2月に開催された第14回会議では、アラブ首長国連邦、イラン及びナイジェリアの新規参加を得ており、我が国を除く参加国数は33か国、参加人数は87人であった。17年2月に開催された第10回会議と比較して、参加国数は4か国、参加人数は11人それぞれ増加した。

【アジア・太平洋薬物取締会議の参加国数及び参加人数】

	17年 (第10回)	18年 (第11回)	19年 (第12回)	20年 (第13回)	21年 (第14回)
参加国数	29か国	30か国	28か国	28か国	33か国
参加人数	76人	76人	85人	74人	87人

イ 薬物犯罪取締セミナーの招へい国数及び招へい人数の推移

平成21年9月から10月にかけて行われた薬物犯罪取締セミナーの招へい国数は15か国、招へい人数は18人と、17年に行われた同セミナーと同程度の人数を維持している。

【薬物犯罪取締セミナーの招へい国数及び招へい人数】

	17年	18年	19年	20年	21年
招へい国数	17か国	13か国	14か国	13か国	15か国
招へい人数	19人	17人	16人	17人	18人

ウ タイ薬物対策地域協力プロジェクト（第2フェーズ）に対するJICAの終了時評価報告書における評価結果

タイ薬物対策地域協力プロジェクト（第2フェーズ）に対するJICAの終了時評価調査報告書において、同プロジェクトは、

「以下の達成事項により、プロジェクト目標『ONCB（Office of Narcotics Control Board、タイ薬物統制委員会事務局）が周辺国技術指導を行うための薬物対策および分析能力の強化』は、計画どおり達成する見込みである。

- ・ N A T S I (Narcotics Analysis and Technical Service Institute、タイ薬物分析技術サービス研究所) は錠剤型覚せい剤の不純物分析に十分な能力を有している。
- ・ N A T S I スタッフは I C E (Crystal-type Methamphetamine、結晶型覚せい剤) の不純物分析にかかる知識を習得した。
- ・ O N C B は薬物取締りにかかる現地国内研修を独自に実施した。
- ・ 薬物データベースがタイおよび C L M V (注18) にインストールされ、薬物分析情報が薬物取締りとつながることが期待できる。
- ・ O N C B の分析官および取締官が C L M V 向け研修に講師として参加することを通じて、講義するだけの十分な能力が強化された。
- ・ O N C B は C L M V に対して教材や試薬、消耗品を独自に供与し、研修効果を高めた。」

と評価された。

(注18) カンボジア、ラオス、ミャンマー及びベトナムを指す。

## 第4 国際組織犯罪に対抗するユニバーサル・ネットワークの構築

### 1 施策全体の目的

国内外の関係機関との連携の強化による情報共有の促進や、電話産業やプロバイダを始めとする民間部門との連携の強化といった、国家や組織の垣根を越えた世界的かつ多様な連携網（ユニバーサル・ネットワーク）を構築・強化し、国際組織犯罪に迅速かつ的確に対処すること。

### 2 具体的施策

#### (1) ICPOデータベースの整備に関する協力とその活用の推進

##### ア 施策の目的

ICPOデータベースの整備と充実に協力し、その活用を推進することにより、ICPO加盟各国との情報の共有を促進すること。

##### イ 取組みの内容

ICPOデータベース関連会議への出席、ICPOにおけるデータベース整備を担当するICPO事務総局情報システム・技術局への職員の派遣及び分担金の拠出を通じて、ICPOデータベースの整備に協力した。また、法務省における同データベースの活用のためのシステム開発に協力し、その活用を推進した。

##### ウ 取組みの効果を把握する手法

ICPOデータベース関連会議への出席状況、ICPO事務総局情報システム・技術局への職員派遣状況、ICPO分担金拠出額並びにICPOデータベースにおける我が国のデータ及び全データの蓄積件数を指標とし、その推移を分析し、評価するとともに、同データベースの活用事例を分析することとした。

また、他省庁において新たに同データベースが利用可能となった事例を分析することとした。

##### エ 取組みの効果を把握した結果

###### (ア) ICPOデータベース関連会議への出席状況

ICPOデータベース関連会議については、警察庁から、平成17年に6人、18年に3人、19年に5人、20年に9人、21年に10人が出席した。その結果、警察庁の知見をICPOデータベースの整備に反映させることができた。

###### (イ) ICPO事務総局情報システム・技術局への職員派遣状況

ICPOにおけるデータベース整備を担当するICPO事務総局情報システム・技術局へ、平成17年から19年までは1人、20年及び21年は2人（1人は情報システム・技術局長）を派遣した。

### (ウ) ICPO分担金拠出額

我が国の平成21年度のICPO分担金拠出額は、746百万円であり、17年度と比べて274百万円増加した。

#### 【ICPO分担金拠出額】

	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
ICPO分担金拠出額	472百万円	574百万円	669百万円	814百万円	746百万円

### (エ) ICPOデータベースにおける我が国のデータの蓄積件数

ICPOデータベースへの我が国データの蓄積状況は、平成18年から21年6月末までにかけて、手配書は18件、盗難車両は約7千件、紛失・盗難旅券は約17万件、盗難美術品は18件増加しており、着実に累積されている。

#### 【ICPOデータベースにおける我が国のデータの蓄積件数】

	17年	18年	19年	20年	21年(6月末まで)
手配書	119件	112件	119件	129件	137件
盗難車両	約14万3千件	約15万7千件	約18万2千件	約16万6千件	約15万件
紛失・盗難旅券	約6万件	約11万件	約16万件	約21万件	約23万件
盗難美術品	8件	9件	26件	26件	26件

### (オ) ICPOデータベースにおける全データの蓄積件数

ICPOデータベースへの全データの蓄積状況は、平成17年から21年6月にかけて、手配書は10,981件、盗難車両は約142万件、紛失・盗難旅券は約987万件、盗難美術品は約5千件、指紋は約4万7千件、DNAは約3万3千件増加しており、着実に累積されている。

#### 【ICPOデータベースにおける全データの蓄積件数】

	17年	18年	19年	20年	21年(6月末まで)
手配書	15,159件	18,203件	21,526件	22,550件	26,140件
盗難車両	約330万件	約370万件	約425万件	約464万件	約472万件
紛失・盗難旅券	約895万件	約1,330万件	約1,400万件	約1,700万件	約1,873万件
盗難美術品	約2万9千件	約3万件	約3万2千件	約3万3千件	約3万4千件
指紋	約4万7千件	約5万7千件	約6万8千件	約8万6千件	約9万4千件
DNA	約5万6千件	約6万5千件	約7万3千件	約8万3千件	約8万9千件

### (カ) ICPOデータベースを活用した事例

平成19年6月に、国際強盗団であるピンクパンサーによって、東京

都の宝石店で発生した強盗致傷事件（販売価格合計2億8,400万円相当のティアラ及びネックレスを強取）の捜査において、ICPOデータベースの活用等により、早期に被疑者を特定することができた。

#### **(キ) 他省庁において新たにICPOデータベースが利用可能となった事例**

「テロの未然防止に関する行動計画」（平成16年12月10日国際組織犯罪等・国際テロ対策推進本部決定）において、法務省が警察庁の協力を得ながら、ICPO盗難紛失旅券データベースに蓄積された各国の盗難・紛失旅券情報を入国管理に活用することとされたことを受け、法務省における同データベースの活用のためのシステム開発に協力し、21年から、法務省において同データベースの活用が開始された。

### **(2) 警察と入国管理局等との連携の強化**

#### **ア 施策の目的**

国際組織犯罪の一層の取締りを推進するため、入国管理局等国内関係機関との相互連携を強化し、情報共有を推進すること。

#### **イ 取組みの内容**

入国管理局を始め、関係省庁との協議や意見交換を通じて連携の強化に努めた。

主な会議等は次のとおりである。

平成20年10月及び21年10月、「入管法違反事犯の防止及び摘発対策協議会」（警察庁、外務省、法務省等）において、出入国管理及び難民認定法（以下「入管法」という。）違反事犯の防止及び摘発を推進するための情報交換を行った。

平成20年12月、内閣官房に設置された「外国人の在留管理に関するワーキングチーム」（警察庁、内閣官房、法務省等）において、来日外国人犯罪対策の一環として、新たな在留管理制度及び外国人台帳制度の創設に向けた検討状況等について、情報交換を行った。

平成21年3月、「不法滞在者対策に関する東京都と法務省との連絡会議」（警察庁、法務省、東京都、警視庁）において、東京都における不法滞在外国人対策の効果的推進のため、警視庁と東京入国管理局との合同摘発等の不法滞在者対策を引き続き行い、関係機関との連携を継続していくことを決めた。

平成21年3月及び21年5月、「不法就労外国人対策等関係局長連絡会議」及び「不法就労外国人対策等協議会」（警察庁、法務省、厚生労働省）において、不法滞在・不法就労外国人に関する情報交換を行った上で、一層の連携を強化し、就労活動をめぐる偽装滞在事案の取締りの推進等に重点を置いた不法滞在・不法就労外国人対策への取組みを推進することを決めた。

#### **ウ 取組みの効果を把握する手法**

不法滞在外国人の半減プロジェクトの達成状況を分析し、評価することとした。

## エ 取組みの効果を把握した結果

入国管理局との密接な連携による摘発等により、平成16年から21年までの5年間で、不法残留者数は219,418人から113,072人と、106,346人(48.5%)減少しており、「犯罪に強い社会の実現のための行動計画」において重要課題とされた不法滞在外国人の半減プロジェクトは、おおむね達成された。

### 【不法残留者数の推移】

	16年	17年	18年	19年	20年	21年
不法残留者数	219,418人	207,299人	193,745人	170,839人	149,785人	113,072人

(注) 数値は法務省発表数(各年1年1日現在)

### 【参考事例】

食品加工会社において、不法残留中の中国人らを働かせていた事件で、平成21年6月までに、同会社の社長、工場長、会社の指示により外国人を同会社に紹介していた中国人留学生を入管法違反(不法就労助長)で逮捕した。

本件では、東京入国管理局との合同摘発により、同会社で稼働していた不法滞在中の中国人ら83人を摘発している。(埼玉県警察)

キャバレーを経営する男性(59)らは、平成21年2月、島根県所在の同店において、興行の資格で在留し、資格外活動の許可を受けていないフィリピン人女性(22)ら6人に、ホステスとして客の接待をさせた。

本件では、広島入国管理局との合同摘発により、経営者の男性ら3人を入管法違反(不法就労助長)で逮捕し、稼働していたフィリピン人女性ら6人を摘発した。(島根県警察)

## (3) 捜査機関の活動に対する電気通信事業者等の適切な対応を確保するための枠組みの検討

### ア 施策の目的

#### (ア) 捜査機関の活動に対する電気通信事業者等の適切な対応の確保

捜査機関の活動や通信傍受設備の整備に関して、電気通信事業者等による適切な対応を確保すること。

#### (イ) G8ローマ/リヨングループ<sup>(注19)</sup>「電話産業と法執行機関の協力」勧告の実現に向けた、関係省庁、携帯電話事業者等、海外法執行機関との連携の強化

電話を悪用した犯罪に関する捜査に係る技術支援に当たっては、携帯電話の機種によって端末内に保存されたデータの抽出方法が異なる

上、次々と新しい端末が市場に出ていることから、法執行機関が当該端末の内部データを取得し、解析する際に支障が生じているところ、これを改善するため、官民協力・国際協力を一層推進すること。

(注19) 1978年(昭和53年)にボン・サミットで設置されたG8テロ専門家会合(ローマ・グループ)と1995年(平成7年)にハリファックス・サミットで設置されたG8国際組織犯罪対策上級専門家会合(リヨン・グループ)が、13年の米国同時多発テロ事件以降、G8ローマ/リヨングループとして合同で開催されている。同グループには、法執行、サイバー犯罪、テロ対策等の各課題を扱う様々なサブグループが置かれ、検討の成果の多くがG8司法・内務大臣会議に報告される。

## イ 取組みの内容

### (ア) 捜査機関の活動に対する電気通信事業者等の適切な対応の確保

#### a 捜査活動に対する協力の確保

捜査活動に対する協力の確保のため、

- ・ 個別の電気通信事業者との協議
- ・ 電気通信事業者に係る関係省庁協議
- ・ 関係省庁、社団法人電気通信事業者協会及び協会に加盟する各電気通信事業者が出席する会議

を随時行い、契約者に係る照会に対する回答を得るのに時間を要している現状や、事業者側における通信履歴の差押え対応窓口が全国で1、2か所しか設置されていない現状等を踏まえ、捜査関係事項照会等への迅速かつ的確な対応や、差押えに対応する窓口の増設等について協議した。

#### b 通信傍受に係る設備の整備等

通信傍受に係る設備の整備のため、主要な携帯電話事業者に対し、傍受用回線の増強等、犯罪捜査への協力を依頼した。

また、通信傍受への対応が困難な一部の通信事業者と個別に協議を行い、通信傍受設備の整備を依頼するとともに、これまで通信傍受への対応がない通信事業者との間では、通信傍受方法等について確認するなどした。

### (イ) G8ローマ/リヨングループ「電話産業と法執行機関の協力」勧告の実現に向けた、関係省庁、携帯電話事業者等、海外法執行機関との連携の強化

携帯電話事業者及び携帯電話製造事業者と信頼関係を構築し、法執行機関からの要請に迅速かつ適切な対応をしてもらえるよう、意見交換を行った。また、これら事業者を所管する省庁に対し、協力要請を行った。

G8ローマ/リヨングループ「電話産業と法執行機関の協力」勧告を実現するため、海外法執行機関との間で、円滑な技術情報の交換等

を促進する具体的な解決策について議論するよう、警察庁から問題提起を行った。また、海外法執行機関が活用可能な技術情報等を警察庁から積極的に提供した。

## ウ 取組みの効果を把握する手法

### (ア) 捜査機関の活動に対する電気通信事業者等の適切な対応の確保

#### a 捜査活動に対する協力の確保

関係省庁、社団法人電気通信事業者協会及び同協会に加盟する各電気通信事業者との協議において合意された事項等により評価することとした。

#### b 通信傍受に係る設備の整備等

通信事業者との協議において合意された事項及び傍受の実施状況等により評価することとした。

### (イ) G8ローマ/リヨングループ「電話産業と法執行機関の協力」勧告の実現に向けた、関係省庁、携帯電話事業者等、海外法執行機関との連携の強化

海外法執行機関との間での携帯電話解析に関する技術情報等の交換を行った国・地域数及び実施回数を指標とし、その推移を分析し、評価することとした。

## エ 取組みの効果を把握した結果

### (ア) 捜査機関の活動に対する電気通信事業者等の適切な対応の確保

#### a 捜査活動に対する協力の確保

協議により合意された、捜査関係事項照会等への迅速かつ的確な対応、差押えに対応する窓口の増設、窓口職員に対する不正加入防止のための研修の徹底等の事項がほぼすべて実施済みである。また、一部の事業者においては、捜査関係事項照会への迅速な対応のため照会様式の定型化が図られたことや、通話履歴の分析を容易に行うため、これまで紙媒体で差押えを行っていた通話履歴を電磁的記録で差し押えられるようになり、捜査環境が改善されている。

#### b 通信傍受に係る設備の整備等

(a) 警察庁の働きかけにより、傍受用回線の増強、音質の向上及び立会人の確保等、主要な携帯電話事業者の通信傍受設備・体制が強化・改善された。

(b) 警察庁の働きかけにより、通信傍受への対応が困難であった一部の通信事業者について、平成21年度中に通信傍受設備等が整備されることとなった。

(c) 通信傍受の実施件数は、平成20年において初めて年間10件を超えて11件となった。また、通信傍受を実施した事案について、34人を逮捕した。

(イ) G8ローマ/リヨングループ「電話産業と法執行機関の協力」勧告の実現に向けた、関係省庁、携帯電話事業者等、海外法執行機関との連携の強化

平成20年において、海外法執行機関との間で携帯電話解析に関する技術情報等の交換を行った国・地域数は、延べ15か国・地域、1国際機関、実施回数は、合計5回であり、19年以前と比較して増加していることから、海外法執行機関との連携が一定程度強化されたと認められる。

【技術情報等の交換を行った国・地域及び実施回数】

	17年	18年		19年		20年		21年
	下半期	上半期	下半期	上半期	下半期	上半期	下半期	上半期
情報交換を行った国・地域及び国際機関数	1	0	0	2	12	1	14	2
実施回数	1	0	0	2	2	1	4	2

(注) 「情報交換を行った国・地域及び国際機関数」の欄中、上段は国・地域数、下段は国際機関数を表している。

(4) 「ホットライン」の活用による違法情報、有害情報対策等の推進

ア 施策の目的

インターネット上に氾濫する児童ポルノ画像等の違法情報や、その他違法行為を引き起こすおそれがある有害情報に対応するため、インターネット・ホットラインセンター(注20)を通じた、インターネット上の違法情報・有害情報への対策を推進すること。

(注20) 警察庁の委託を受けて、インターネット利用者からインターネット上の違法情報・有害情報に関する通報を受理し、運用ガイドラインに基づいて選別を行い、違法情報(児童ポルノ画像等、インターネット上に掲載すること自体が違法となる情報)については警察に通報した上で、プロバイダ等に削除依頼し、有害情報(違法情報には該当しないが、公共安全と秩序の維持の観点から放置することのできない情報)については直接プロバイダ等に削除を依頼する仕組みであるホットラインに関する業務を行う団体。平成18年6月1日から運用開始。

イ 取組みの内容

(ア) インターネット・ホットラインセンターの国民への周知及び利用促進

警察庁において、インターネット・ホットラインセンターの活動状況について広報を行っているほか、警察や民間企業のウェブサイトと同センターの情報を掲載するなどして、周知及び利用促進に努めた。

(イ) インターネット・ホットラインセンターの体制の強化

インターネット利用者から通報される違法情報・有害情報の通報件

数の増加に的確に対応し、警察への通報及びプロバイダ等への削除依頼の一層の推進を可能とするため、これらの業務に従事するインターネット・ホットラインセンターの職員の増員を行った。

#### **(ウ) インターネット・ホットライン国際協会 ( I N H O P E ) を通じた違法情報への対応**

諸外国におけるホットライン相互間の連絡組織であるインターネット・ホットライン国際協会 ( I N H O P E ) (注21) を通じて海外へ違法情報の通報を行うことにより、海外のサーバに蔵置されている違法情報に対する対応を推進した。

(注21) インターネット・ホットライン国際協会( International Association of Internet Hotlines )

インターネット上の違法情報に関する通報を受理し、削除依頼等を行っている各国のホットライン間の通報処理等をサポートし、その運用実績を高めることを目的として、1999年(平成11年)に設立された団体。2009年(21年)8月時点で、35団体(31の国・地域)が加盟しており、我が国については、財団法人インターネット協会が19年(2007年)3月に加盟した。

### **ウ 取組みの効果を把握する手法**

#### **(ア) インターネット・ホットラインセンターの国民への周知及び利用促進**

インターネット・ホットラインセンターが受理した通報件数を指標とし、その推移を分析し、評価することとした。

#### **(イ) インターネット・ホットラインセンターの体制の強化**

インターネット・ホットラインセンターからの警察に対する違法情報の通報件数、プロバイダ等に対する違法情報・有害情報の削除依頼件数及び同センターに従事する職員数を指標とし、その推移を分析し、評価することとした。

#### **(ウ) インターネット・ホットライン国際協会 ( I N H O P E ) を通じた違法情報への対応**

インターネット・ホットラインセンターを通じて海外へ通報した件数を指標とし、その推移を分析し、評価することとした。

### **エ 取組みの効果を把握した結果**

#### **(ア) 通報受理件数**

平成20年下半期から21年上半期までの通報受理件数の平均は、18年下半期から20年上半期までの同件数の平均に比べ、21,136件増加しており、国民への周知及び利用促進に一定の効果があったものと認められる。

【通報受理件数の状況】

	18年	19年		20年
	下半期	上半期	下半期	上半期
通報受理件数	25,172件	36,268件	48,696件	66,832件
平均	44,242件			

20年	21年
下半期	上半期
68,294件	62,462件
65,378件	

(注) 運用開始が平成18年6月のため統計は18年下半期から実施

(イ) 運用状況

平成20年下半期から21年上半期までの平均と、18年下半期から20年上半期までの平均を比べると、警察に対する違法情報の通報件数は2,449件、プロバイダ等に対する違法情報の削除依頼件数は2,160件、プロバイダ等に対する有害情報の削除依頼件数は444件それぞれ増加しており、通報件数増加に対応した体制の強化に一定の効果があったものと認められる。

【警察に対する違法情報の通報件数の状況】

	18年	19年		20年
	下半期	上半期	下半期	上半期
通報件数	1,378件	5,764件	2,546件	3,409件
平均	3,274件			

20年	21年
下半期	上半期
4,812件	6,634件
5,723件	

(注) 平成18年は6月から12月までの件数

【プロバイダ等に対する違法情報の削除依頼件数の状況】

	18年	19年		20年
	下半期	上半期	下半期	上半期
削除依頼件数	782件	3,862件	1,730件	2,662件
平均	2,259件			

20年	21年
下半期	上半期
3,752件	5,086件
4,419件	

(注) 平成18年は6月から12月までの件数

【プロバイダ等に対する有害情報の削除依頼件数の状況】

	18年	19年		20年
	下半期	上半期	下半期	上半期
削除依頼件数	228件	1,138件	501件	1,060件
平均	732件			

20年	21年
下半期	上半期
1,200件	1,151件
1,176件	

(注) 平成18年は6月から12月までの件数

### (ウ) 体制の強化

インターネット・ホットラインセンターに従事する職員は、平成20年度は前年度と比べて5人、21年度は前年度と比べて6人それぞれ増加しており、通報件数増加に対応した体制の強化が着実に行われているものと認められる。

#### 【インターネット・ホットラインセンターに従事する職員数の状況】

年度	予算額	体制
18年度	36百万円	6人(常勤2人、非常勤4人)
19年度	96百万円	10人(常勤6人、非常勤4人)
20年度	121百万円	15人(常勤11人、非常勤4人)
21年度	160百万円	21人(常勤17人、非常勤4人)

### (エ) インターネット・ホットライン国際協会 ( I N H O P E ) を通じた違法情報への対応状況

平成20年下半期から21年上半期までの海外への通報件数の平均は、19年上半期から20年上半期までの同件数の平均に比べ、144件増加しており、インターネット・ホットライン国際協会 ( I N H O P E ) を通じた違法情報への対応の推進に一定の効果があったものと認められる。

#### 【日本から海外への通報件数の状況】

	19年		20年	20年	21年
	上半期	下半期	上半期	下半期	上半期
通報件数	122件	228件	229件	324件	349件
平均	193件			337件	

(注) 平成19年3月インターネット・ホットライン国際協会 ( I N H O P E ) 加盟のため、19年上半期については、同月からの統計である。

## (5) サイバー犯罪の取締りとその抑止

### ア 施策の目的

高度情報通信ネットワーク社会の進展に伴って年々増加するサイバー犯罪(注22)に対応するため、その取締り及び抑止対策を推進すること。

(注22) 高度情報通信ネットワークを利用した犯罪やコンピュータ又は電磁的記録を対象とした犯罪等の情報技術を利用した犯罪。

### イ 取組みの内容

#### (ア) サイバー犯罪に対する取締りの推進

情報技術の発展及び普及に伴って、年々深刻化するサイバー犯罪の取締りを推進した。

**(イ) 情報セキュリティに関する講習等の広報啓発活動等を通じたサイバー犯罪被害の未然防止**

平成20年より、毎年2月を広報啓発活動の重点期間として、情報セキュリティに関する講習等を行い、サイバー犯罪の現状・対策等について周知を行った。

**ウ 取組みの効果を把握する手法**

**(ア) サイバー犯罪に対する取締りの推進**

不正アクセス禁止法(注23)違反の検挙件数、コンピュータ・電磁的記録対象犯罪(注24)の検挙件数及びネットワーク利用犯罪(注25)の検挙件数を指標とし、その推移を分析し、評価することとした。

(注23) 不正アクセス行為の禁止等に関する法律

(注24) 電子計算機使用詐欺、電磁的記録不正作出・毀棄及び電子計算機損壊等業務妨害

(注25) インターネット・オークションを利用した詐欺等、その実行に必要な手段として高度情報通信ネットワークを利用する犯罪

**(イ) 情報セキュリティに関する講習等の広報啓発活動等を通じたサイバー犯罪被害の未然防止**

情報セキュリティに関する講習会の実施回数を指標とし、その推移を分析し、評価することとした。

**エ 取組みの効果を把握した結果**

**(ア) サイバー犯罪に対する取締りの推進**

平成20年下半期から21年上半期までの平均と、17年下半期から20年上半期までの平均を比べると、不正アクセス禁止法違反の検挙件数は1,377件、コンピュータ・電磁的記録対象犯罪の検挙件数は50件、ネットワーク利用犯罪の検挙件数は299件それぞれ増加しており、サイバー犯罪の取締りが着実に推進されたものと認められる。

**【不正アクセス禁止法違反の検挙件数の状況】**

	17年	18年		19年		20年	20年	21年
	下半期	上半期	下半期	上半期	下半期	上半期	下半期	上半期
検挙件数	79件	265件	438件	156件	1,286件	157件	1,583件	1,965件
平均	397件						1,774件	

**【コンピュータ・電磁的記録対象犯罪の検挙件数の状況】**

	17年	18年		19年		20年	20年	21年
	下半期	上半期	下半期	上半期	下半期	上半期	下半期	上半期
検挙件数	50件	34件	95件	41件	72件	73件	174件	47件
平均	61件						111件	

### 【ネットワーク利用犯罪の検挙件数の状況】

	17年	18年		19年		20年	20年	21年
	下半期	上半期	下半期	上半期	下半期	上半期	下半期	上半期
検挙件数	1,420件	1,503件	2,090件	1,611件	2,307件	1,962件	2,372件	1,858件
平均	1,816件						2,115件	

### 【参考事例】

平成20年10月から11月にかけて、携帯電話向けの無料音楽配信サイトを開設し、著作権者の承諾を得ないで、同サイトにアクセスした不特定多数の者に楽曲を配信した無職男性らを検挙した。  
(京都府警察)

ブラジル連邦警察及びドイツ警察からICPOを通じ、ファイル共有ソフト「eMule」を利用して児童ポルノを共有するネットワークが存在し、日本からのアクセスもあるとの情報提供を受けて捜査した結果、平成20年11月から21年2月にかけて、不特定多数のインターネット利用者に対して提供する目的で児童ポルノを所持していた会社員等8人を検挙した。(埼玉県警察)

### (イ) 情報セキュリティに関する講習等の広報啓発活動等を通じたサイバー犯罪被害の未然防止

情報セキュリティに関する講習会の開催状況については、平成21年2月中が2,216回と、前年同月中と比べ増加しており、広報啓発活動の重点期間における講習会の充実が図られたものと認められる。

### 【講習会実施回数の状況】

	20年	21年
	2月	2月
実施回数	2,206回	2,216回

(注) 月間中である2月の統計

## 第5 キャパシティ・ビルディング支援

### 1 施策の目的

我が国の警察が有する知識・技術の移転を通じて、支援対象国（地域）における制度の構築及び諸対策の推進を支援し、もって当該対象国（地域）の犯罪対策能力の向上を図ること。

### 2 取組みの内容

#### (1) インドネシア、フィリピンに対する支援

インドネシア及びフィリピンに対しては、JICAと協力して、外国人研修員の受入れや警察職員の支援対象国への派遣等の各種協力手法を組み合わせた大規模な支援を行い、支援対象国のニーズに合致した効果的な協力を推進した。

##### ア インドネシア国家警察改革支援プログラム

平成11年に国軍から分離したインドネシア国家警察の民主化を支援するため、13年以降、インドネシア国家警察改革支援プログラムを行っており、インドネシア国家警察長官政策アドバイザー以下、警察行政、犯罪鑑識、現場警察活動等の各分野の専門知識を有する警察職員（以下「専門家」という。）7人を常駐させて指導を行った。

##### イ フィリピン国家警察犯罪対策能力向上プログラム

フィリピンに対しては、昭和50年代から犯罪鑑識等の分野の専門家を派遣して、同国の科学捜査能力の向上のための支援を行っている。平成18年からは、指紋自動識別システムの運用強化を行ったほか、20年秋からは、銃器対策能力の向上に向けた支援を加えたフィリピン国家警察犯罪対策能力向上プログラムを新たに開始し、フィリピン国家警察長官アドバイザー以下、犯罪鑑識、初動捜査、銃器対策の各分野に合計4人の専門家を常駐させて指導を行った。

#### (2) その他の国（地域）に対する支援

上記以外の各国については、JICAと協力して、タイ、ブラジル等に対して、専門家派遣、研修受入れ等の複数の事業を組み合わせた支援を行い、鑑識技術、薬物対策、交番制度等の技術移転を行ったほか、平成21年2月から、新規に「犯罪現場における法科学と捜査手法プロジェクト」（マレーシア）を開始した。

また、研修員受入事業としては、特定の国を選定してその国の警察職員を受け入れて研修を実施したほか、課題（テーマ）別に複数国の警察職員等を同時に招へいして行う集団研修を実施した。

### 3 取組みの効果を把握する手法

#### (1) インドネシア、フィリピンに対する支援

##### ア 専門家の派遣による支援の強化

インドネシア、フィリピン両国へ派遣した専門家の人数を指標とし、その推移及び事例を分析することとした。

##### イ 我が国での研修による支援の強化

インドネシア、フィリピン両国から警察職員等を招へいして行った我が国における研修の実施回数を指標とし、その推移及び事例を分析することとした。

#### (2) その他の国（地域）に対する支援

##### ア 専門家の派遣による支援の強化

上記以外の国へ派遣した専門家の人数を指標とし、その推移及び事例を分析することとした。

##### イ 我が国での研修による支援の強化

上記以外の国から警察職員等を招へいして行った我が国における研修の実施回数を指標とし、その推移及び事例を分析することとした。

### 4 取組みの効果を把握した結果

#### (1) インドネシア、フィリピンに対する支援

##### ア 専門家の派遣による支援の強化

##### (ア) 専門家の派遣人数

両国を合計した専門家の派遣人数（継続派遣中の者も含む。）は、平成17年から20年にかけて3人減少したが、21年については上半期で既に24人を派遣しており、専門家派遣数のピークを迎えた19年を上回るペースとなった。

##### 【専門家派遣人数】

	インドネシア			フィリピン			両国合計		
	長期	短期	小計	長期	短期	小計	長期	短期	合計
17年	10人	10人	20人	4人	5人	9人	14人	15人	29人
18年	9人	10人	19人	4人	6人	10人	13人	16人	29人
19年	13人	13人	26人	4人	3人	7人	17人	16人	33人
20年	8人	8人	16人	4人	6人	10人	12人	14人	26人
21年 (上半期)	8人	6人	14人	5人	5人	10人	13人	11人	24人

## (イ) 事例

平成20年9月、フィリピン国家警察犯罪対策能力向上プログラムを開始したことに伴い、フィリピン国家警察長官アドバイザー兼プログラムマネージャーを長期専門家として新規派遣した。

平成20年12月及び21年2月に、インドネシアで行われたPOLMAS(注26)研修では、現地派遣の専門家が現地警察学校教官や交番勤務予定者等に対して我が国の地域警察活動を紹介したほか、現地の環境に一層適合した交番活動の理解を促し、POLMAS活動がインドネシアにおいて自立して普及することを目標に、我が国が支援しているインドネシアの交番活動を実際に体験させる研修を行った。

(注26) 地域に根ざした警察活動を行い、地域住民との協力体制を構築し、地域の治安問題の解決や予防を行うこと。

## イ 我が国での研修による支援の強化

### (ア) 研修受入状況

インドネシアからの研修の受入れは、平成21年上半期においては、同国における大統領選挙に伴う警備の都合上、受入れ人数が減少した。しかしながら、20年下半期から21年上半期までの平均と、17年下半期から20年上半期までの平均を比べると、受入れ件数は同数であるが、受入れ人数は20人増加している。

一方、フィリピンについては、20年に新規プログラムを開始したこともあり、21年上半期だけで既に昨年実績を大きく上回る結果となり、20年下半期から21年上半期までの平均と、17年下半期から20年上半期までの平均を比べると、受入れ件数は2件、受入れ人数は7人増加している。

【研修受入状況】

	インドネシア				フィリピン			
	件数	平均 件数	人数	平均 人数	件数	平均 件数	人数	平均 人数
17年 (下半期)	4件	5件	30人	28人	1件	2件	3人	6人
18年 (上半期)	7件		35人		2件		4人	
18年 (下半期)	6件		13人		2件		4人	
19年 (上半期)	3件		28人		3件		12人	
19年 (下半期)	4件		15人		1件		2人	
20年 (上半期)	6件		44人		5件		9人	
20年 (下半期)	4件	5件	71人	48人	1件	4件	2人	13人
21年 (上半期)	5件		25人		7件		24人	

(イ) 事例

平成20年10月に開催されたインドネシア警察行政セミナーにおいては、研修の目的意識を高めるため、テレビ会議システムを用いた事前会議を行ったほか、インドネシア国家警察の若手警察幹部を少人数のグループに分けて3道府県警察で受け入れ、我が国の警察制度に関する講義及び地域警察活動等に関する実地研修を行った。

平成21年2月に開催されたフィリピン国家警察研修においては、現地に派遣されたプログラムマネージャーの意見を踏まえ、フィリピン国家警察の職員を銃器分野、鑑識分野、犯罪捜査分野に分け、それぞれ我が国の銃器行政、鑑識活動、犯罪捜査等についてきめ細かい講義・実習を行った。

(2) その他の国(地域)に対する支援

ア 専門家の派遣による支援の強化

(ア) 専門家派遣人数

インドネシア、フィリピン以外の国(地域)に対する支援については、専門家の派遣数は、平成17年以降ほぼ同程度の水準を維持しており、マレーシアにおいて新規支援を開始するなど、アジア諸国を中心

に質の高い支援を行った。

【専門家派遣人数】

	その他の国(地域)		
	長期	短期	小計
17年	4人	5人	9人
18年	4人	8人	12人
19年	3人	11人	14人
20年	3人	5人	8人
21年 (上半期)	1人	4人	5人

(イ) 事例

平成20年9月以降、タイ薬物対策地域プロジェクトに薬物対策、薬物分析の短期専門家を4名派遣し、タイ及び周辺国の薬物対策及び薬物分析能力向上に大きく貢献した。

平成21年2月から、マレーシアにおいて「犯罪現場における法科学と捜査手法プロジェクト」を開始し、同国国家警察の科学的証拠収集能力を高めるため、現場鑑識分野の長期専門家を派遣した。

イ 我が国での研修による支援の強化

(ア) 研修受入状況

研修受入れ件数及び人数は、平成20年下半期から21年上半期までの平均と、17年下半期から20年上半期までの平均を比べると、ほぼ同程度の水準を維持している。21年上半期は、9件81人と前年同期を上回るペースとなった。

【研修受入状況】

	その他の国(地域)			
	件数	平均 件数	人数	平均 人数
17年 (下半期)	7件	7件	105人	78人
18年 (上半期)	4件		42人	
18年 (下半期)	6件		80人	
19年 (上半期)	7件		86人	
19年 (下半期)	10件		93人	
20年 (上半期)	8件		63人	
20年 (下半期)	5件	7件	59人	70人
21年 (上半期)	9件	81人		

(イ) 事例

平成21年8月に開催されたブラジル地域警察研修では、ブラジルに派遣された専門家の経験も踏まえ、サンパウロ州を始めとするブラジル各州の警察官に対し、日本の交番・駐在所活動、犯罪抑止活動に関する講義、岐阜県及び滋賀県における本部・警察署・交番等の活動状況の視察等の研修を行った。

## 第6 児童の性的搾取との闘い

### 1 施策の目的

児童買春・児童ポルノ事犯等の取締りにより、児童を犯罪被害から保護すること及びインターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律(以下「出会い系サイト規制法」という。)違反の取締り等により、児童の犯罪被害の防止に努めること。

### 2 取組みの内容

#### (1) 児童の性的搾取事犯に対する取締りの推進

##### ア 児童買春・児童ポルノ事犯の取締りの推進

児童買春・児童ポルノ事犯について、取締りを積極的に推進し、捜査手法の向上を図るなど、捜査態勢を強化するほか、フィルタリング(注27)の普及促進及び適切な利用のための啓発活動を推進するなど、被害の未然防止対策に努めた。

(注27) インターネット上のウェブページ等を一定の基準で評価判別し、選択的に排除等する機能。

##### イ 国際的な連携の構築・強化

ICPO国際児童ポルノデータベース(注28)に参画するほか、東南アジアにおける児童の商業的・性的搾取対策に関するセミナー及び捜査官会議を開催するなどして国際的な連携を強化し、インターネット上の児童ポルノの取締りを推進した。

(注28) インターネット上の児童ポルノについて、効率的かつ迅速な捜査、国際協力の推進等に資するため、各国が児童ポルノ画像について保有する情報を登録するためのデータベース。

#### (2) 出会い系サイトに関する児童被害の防止

##### ア 改正出会い系サイト規制法に基づく措置

改正出会い系サイト規制法(平成20年12月1日施行)により、インターネット異性紹介事業を行おうとする者に対して届出義務、公衆閲覧防止措置義務(注29)等を課す規制強化を行った。また、出会い系サイトの利用者が児童でないことの確認方法を厳格化し、出会い系サイトにおける児童の被害の防止に努めた。

(注29) 出会い系サイトを利用して児童を性交の相手方となるように誘引する行為等を知ったときに、速やかに当該情報を公衆が閲覧できないようにする防止措置のこと。

##### イ 出会い系サイト規制法違反の取締りの推進

出会い系サイトに関する児童の犯罪被害の防止を目的とし、出会い系サイト規制法違反の取締りを推進した。

## ウ 民間団体と連携した、児童による出会い系サイトの利用を防止する取組み

プロバイダ連絡協議会等の機会を活用し、プロバイダに対してその利用者に対するフィルタリング等の手段の使用拡大を呼び掛けるとともに、情報セキュリティに関する講習会の場において、保護者等に向けてフィルタリングの普及促進及び適切な利用のための広報啓発活動を行い、児童による出会い系サイトの利用防止に努めた。

### 3 取組みの効果を把握する手法

#### (1) 児童の性的搾取事犯に対する取締りの推進

児童買春・児童ポルノ事犯の取締り状況を指標とし、その推移を分析することとした。また、I C P O国際児童ポルノデータベースに対する貢献、児童ポルノ画像自動検索システム(注30)のI C P O国際児童ポルノデータベースへの対応等を分析することとした。

(注30) 捜査等を通じて入手した児童ポルノ画像を登録し、同一画像がインターネット上にあるか否かを自動的に検索することにより、ヒットした場合に登録した都道府県警察に自動的に通知するシステム。

#### (2) 出会い系サイトに関する児童被害の防止

出会い系サイトに関する児童の犯罪被害者数を指標とし、その推移を分析し、評価することとした。

### 4 取組みの効果を把握した結果

#### (1) 児童の性的搾取事犯に対する取締りの推進

##### ア 児童買春・児童ポルノ事犯の取締りの推進

##### (ア) 児童買春・児童ポルノ事犯の取締りの推進

児童買春事犯の送致件数については、平成17年下半期から20年上半期までの平均と、20年下半期から21年上半期までの平均を比較すると172件(24%)減少しているが、20年上半期以降については連続して増加している。また児童ポルノ事犯の送致件数については、17年下半期から20年上半期までの平均と、20年下半期から21年上半期までの平均を比較すると81件(27%)増加している。これらの送致件数の推移から、児童の性的搾取事犯である児童買春・児童ポルノ事犯の取締りの推進に一定の効果があったものと認められる。

【児童買春・児童ポルノ事犯の取締り状況】

	17年		18年		19年		20年		20年	21年
	下半期	上半期	下半期	上半期	下半期	上半期	下半期	上半期	下半期	上半期
送致件数	1146件	1080件	1149件	969件	945件	819件	913件	939件		
平均	1,018件						926件			
児童買春事犯	840件	856件	757件	707件	640件	519件	537件	557件		
平均	720件						547件			
児童ポルノ事犯	306件	224件	392件	262件	305件	300件	376件	382件		
平均	298件						379件			

(イ) 事例

ブラジル連邦警察及びドイツ警察からICPOを通じ、ファイル共有ソフト「eMule」を利用して児童ポルノを共有するネットワークが存在し、日本からのアクセスもあるとの情報提供を受けて捜査した結果、平成20年11月から21年2月にかけて、不特定多数のインターネット利用者に対し、児童ポルノを提供する目的で所持した会社員等8人を検挙した。(埼玉県警察)

タイ王国内から国際郵便を利用して、日本国内の客に対し、児童ポルノDVDを販売した事案につき、ICPOを通じ、タイ国家警察の捜査協力を得て、平成21年9月に無職の男を検挙した。(宮城県警察)

イ 国際的な連携の構築・強化

(ア) ICPO国際児童ポルノデータベースに対する貢献

ICPO国際児童ポルノデータベースの構築に当たり、ICPOに対し平成20年度までに約47百万円を拠出しており、21年度予算においても拠出金として約8百万円を計上している。

【ICPOに対する資金拠出状況】

	18年度	19年度	20年度	21年度
拠出額	30百万円	8百万円	9百万円	8百万円

(注) 平成21年度については予算額

(イ) 児童ポルノ画像自動検索システムのICPO国際児童ポルノデータベースへの対応

平成20年度中に、ICPO国際児童ポルノデータベースとの情報交換を可能にするため、児童ポルノ画像自動検索システムを改修し、高度化した。

(ウ) 東南アジアにおける児童の商業的・性的搾取対策に関するセミナー及び捜査官会議の開催状況

平成14年から、毎年、児童の商業的・性的搾取対策に取り組んでい

る東南アジアの警察・司法機関及びN G Oの代表者を招へいして、東南アジアにおける児童の商業的・性的搾取対策に関するセミナー及び捜査官会議を開催しており、20年10月にもカンボジア、インドネシア、フィリピン及びタイの捜査機関の代表等を招へいしてセミナー等を開催するなど、国際的な連携の構築・強化を図った。

【開催状況】

	17年	18年	19年	20年
招へい国数	3か国	5か国	4か国	4か国
招へい人数	13人	14人	14人	12人

(2) 出会い系サイトに関する児童被害の防止

平成20年下半期から21年上半期までの出会い系サイトに関する児童の犯罪被害者数の平均は、17年下半期から20年上半期までの同件数の平均と比べると、212件減少しており、出会い系サイトに関する児童被害の防止の取組みについて、一定の効果があったものと認められる。

【出会い系サイト被害児童者数の状況】

	17年	18年		19年		20年	20年	21年
	下半期	上半期	下半期	上半期	下半期	上半期		
被害者数	564人	610人	543人	604人	496人	356人	368人	265人
平均	529人						317人	

(注) 都道府県警察が検挙した出会い系サイトの利用に起因した事件において、都道府県警察が被害児童として把握し、警察庁に報告した人数。

## 第3章 結果の評価及び政策への反映の方向性

### 第1 国際テロ対策

#### 1 過激化した者等によるテロの防止等のための情報収集・分析態勢の強化

国際テロリズム対策部門における増員配置や過激化に係るワークショップへの参加、ASEANAPOLにおけるインターネット上のテロ関連活動監視プロジェクトの実現に向けた取組み等を通じ、情報収集・分析態勢は一定程度強化されたものと認められる。

G8等の国際的枠組みにおいても、インターネットを通じた過激化の防止及びインターネットで得られる情報、物質等を利用したテロの未然防止に向け、テロリスト等による情報通信技術利用への対応の必要性が繰り返し訴えられているところであり、引き続き、国際テロ等の未然防止のための情報収集・分析機能の強化に努めていく必要がある。

#### 2 関係機関との連携の強化

外事情報部長によるハイレベルな情報交換や国際テロ事件捜査セミナーの継続的な開催、国内関係機関との各種対策の実施により、関係機関との連携は強化されたものと認められる。

国際テロ等の未然防止のためには、国内外における関係機関が連携・協力して対策に当たる必要があることから、引き続き、関係機関との情報交換等の連携の強化に努めていく必要がある。

### 第2 ID関連犯罪対策

本人名義以外で開設・契約をしている口座詐欺及び携帯電話端末詐欺は、偽変造等した本人確認書類等の行使が疑われるところ、評価対象期間における口座詐欺及び携帯電話端末詐欺の検挙件数及び検挙人員は、いずれも増加していることが確認された。

また、運転免許証に偽変造の疑いがある場合における携帯電話事業者による警察への情報提供制度の運用が開始された平成20年12月から21年6月までの間に、事業者から警察に提供された情報を端緒として58人を検挙するなどの効果が認められ、官民を挙げて、偽変造された運転免許証の行使による携帯電話の不正契約の防止に効果的に取り組んでいるものと認められる。

このように、偽変造等された本人確認書類等の行使による携帯電話の不正契約・開設の取締りは推進されていることから、偽変造等した本人確認書類等の行使に係る犯罪の取締りが推進されたものと認められる。

しかしながら、暴力団が関与する場合等、組織的に敢行される悪質な事案

が依然として存在することから、引き続き検挙対策を徹底する必要がある。

### 第3 薬物犯罪対策

#### 1 科学的手法の活用

薬物照合業務プログラムについては、現在、薬物分析結果の登録を進めているところであり、平成21年6月末現在の同プログラムへの薬物分析結果の登録件数は着実に増加していることから、薬物犯罪対策における科学的手法が活用が推進されたものと認められる。

近年、覚せい剤の密輸入事犯の検挙件数が増加傾向にあり（注31）、仕出地についても、従来の中国や東南アジアのほか、南アフリカやメキシコ等も見られるなど、密輸ルートが多様化しているものと考えられることから、引き続き、微量成分分析を積極的に行い、薬物分析結果のデータベースを充実させることにより、覚せい剤を中心とする薬物密輸・密売ルートの解明・遮断を図る必要がある。

（注31）平成21年上半期の覚せい剤の密輸事犯の検挙件数は102件で、前年同期に比べ79件（343.5%）増加している。

#### 2 国際連携の強化

平成21年に開催したアジア・太平洋薬物取締会議においては、参加国及び参加人数が増加したことから、関係各国の薬物取締機関の幹部が一堂に会して行う情報の共有化及び薬物取締りの協力関係の構築が推進されたものと認められる。

また、タイ薬物対策地域協力プロジェクト（第2フェーズ）は、JICAにより高く評価されており、タイその他のメコン地域諸国への薬物取締・薬物分析に関する技術支援に効果があったものと認められる。

さらに、21年に行った薬物犯罪取締セミナーについては、17年以来、ほぼ同程度の招へい国数と招へい人数を維持しており、アジア、中南米等の各国に対する薬物取締りに関する情報交換と我が国の捜査技術の移転が継続的に行われ、国際連携の重要な場として定着しているものと認められる。

以上から、薬物犯罪対策における国際連携が強化されたものと認められるが、我が国に流通する違法薬物の多くが海外からの密輸入によるものであることから、引き続き、国際会議等を通じて、各国の薬物情勢等を的確に把握するとともに、薬物取締りの協力関係の構築・強化を行う必要がある。また、セミナー等を通じて、我が国の薬物捜査の技術を薬物供給国等に移転することにより、当該供給国等における薬物取締りを推進し、もって我が国への違法薬物の流入を防止する必要がある。

## 第4 国際組織犯罪に対抗するユニバーサル・ネットワークの構築

### 1 ICPOデータベースの整備に関する協力とその活用の推進

ICPOデータベース関連会議への出席、ICPO事務総局への継続的な職員の派遣、分担金の拠出及びICPOデータベースへのデータの蓄積を通じて、その整備に関する協力を行った結果、平成17年から21年6月末現在までの間に、全加盟国のデータ蓄積件数を、手配書は10,981件、盗難車両は約142万件、紛失・盗難旅券は約978万件、盗難美術品は約5千件、指紋は約4万7千件、DNAは約3万3千件それぞれ順調に増加させ、法務省におけるICPOデータベースの活用を実現する等、ICPOデータベースの活用のための取組みが推進されたものと認められる。

ICPOデータベースに関する取組みについては、データの蓄積件数を順調に増加させる等の所期の効果を得られてはいるが、国際組織犯罪が世界的な広がりをみせ、その手口が巧妙化していることから、引き続き、実効ある国際組織犯罪対策を推進するため、全加盟国のデータの蓄積件数の増加及び他省庁における活用等を推進する必要がある。

### 2 警察と入国管理局等との連携の強化

各種会議を通じ、警察と入国管理局等との間で継続的に情報交換を行い、連携が強化されたものと認められる。

しかしながら、平成20年中の来日外国人犯罪の総検挙件数は31,252件、総検挙人員は13,885人であり、長期的推移で見ると、1万件・5,000人以下にとどまっていた2年以前を大きく超える水準が継続していることから、引き続き、実効ある国際組織犯罪対策を推進するため、入国管理局等との連携の強化に努めていく必要がある。

### 3 捜査機関の活動に対する電気通信事業者等の適切な対応を確保するための枠組みの検討

#### (1) 捜査機関の活動に対する電気通信事業者等の適切な対応の確保

「捜査機関の活動に対する協力の確保」については、協議において合意された捜査関係事項照会等への迅速かつ的確な対応、差押えに対応する窓口の増設、窓口職員に対する不正加入防止のための研修の徹底等の事項について、ほぼすべてが実施済みであるか、平成22年夏までに実施される予定であることから、捜査機関の活動に対する電気通信事業者等の協力の確保のための取組みは、推進されたものと認められる。

加えて、一部の事業者において、捜査関係事項照会への迅速対応のため照会様式の定型化が図られたことや、通話履歴の分析を容易に行うため、これまで紙媒体で差押えを行っていた通話履歴を電磁的記録で差し押えら

れるようになり、捜査環境の改善が推進されたものと認められる。

また、「通信傍受に係る設備の整備等」についても、通信事業者による設備の強化や立会人の確保等について一層の協力が得られており、通信傍受に係る電気事業者等の適切な対応の確保のための取組みが推進されたものと認められる。

しかしながら、技術の進展による新規サービスの出現や新規参入の通信事業者との協議の枠組みの構築、既存の通信事業者の組織改編に伴う協議の枠組みの再構築、通信傍受実施件数の増加への対応などのため、引き続き、電気通信事業者等との連携を継続・拡大していく必要がある。

#### (2) G8ローマ/リヨングループ「電話産業と法執行機関の協力」勧告の実現に向けた、関係省庁、携帯電話事業者等、海外法執行機関との連携の強化

平成20年において海外法執行機関との間で携帯電話解析に関する技術情報等の交換を行った国・地域は延べ15か国・地域、1国際機関、実施回数は合計5回であり、19年以前と比較して増加していることから、携帯電話解析手法等の情報の共有について海外法執行機関等との連携が強化されたものと認められる。

しかしながら、現状では、情報交換等を行った国・地域は限定的であることから、引き続き、技術情報等の交換を行う国・地域数を拡大するとともに、情報交換に係るシステムを改善し、情報交換の頻度を高めることにより、我が国の警察にとって有益な情報を海外法執行機関から入手できる枠組みを強化する必要がある。また、関係省庁との連携を強化するとともに、G8、ICPO等の国際的な枠組みを積極的に活用し、国内外の携帯電話事業者等に対して働きかけを行い、携帯事業者等からの技術情報提供に係る官民協力を推進する必要がある。

#### 4 「ホットライン」の活用による違法情報、有害情報対策等の推進

インターネット利用者からのインターネット・ホットラインセンターへの平成20年下半期から21年上半期までの通報受理件数の平均は、18年下半期から20年上半期までの同件数の平均に比べ、21,136件増加しており、同センターの周知に効果があったものと認められる。

また、通報受理件数の増加に対応するため、同センターの職員の増員を行っており、同センターの体制の強化が推進されたものと認められる。

さらに、20年下半期から21年上半期までの海外への違法情報通報件数の平均は、19年上半期から20年上半期までの同件数の平均に比べ、144件増加し、また、20年下半期から21年上半期までの平均と、18年下半期から20年上半期までの平均を比べると、警察に対する違法情報の通報件数は2,449件、プロバイダ等に対する違法情報の削除依頼件数は2,160件、プロバイダ等に対する有

害情報の削除依頼件数は444件それぞれ増加していることから、「ホットライン」の活用による違法情報・有害情報対策等が推進されたものと認められる。

しかしながら、依然としてインターネット上には違法情報・有害情報が<sup>はん</sup>氾濫している状況にあることから、一般のインターネット利用者や、20年10月に民間委託したサイバーパトロール（注32）からインターネット・ホットラインセンターに寄せられる通報等を活用した違法情報・有害情報の一層の把握に努めるとともに、通報件数の実情を踏まえたインターネット・ホットラインセンターの体制の強化に引き続き努める必要がある。

（注32） 登録制サイト等の違法情報を収集し、インターネット・ホットラインセンターに対して通報等を行う業務

## 5 サイバー犯罪の取締りとその抑止

### (1) サイバー犯罪に対する取締りの推進

サイバー犯罪の検挙件数については、平成20年下半期から21年上半期までの平均と、17年下半期から20年上半期までの平均を比べると、不正アクセス禁止法違反の検挙件数1,377件、コンピュータ・電磁的記録対象犯罪の検挙件数は50件、ネットワーク利用犯罪の検挙件数は299件それぞれ増加しており、サイバー犯罪の取締りが推進されたものと認められる。

しかしながら、サイバー犯罪の手口が高度化・多様化している現状にかんがみ、引き続き、各種研修を通じたサイバー犯罪対応能力の向上に努めるとともに、違法情報を蔵置しているウェブサイトについては、管理者の刑事責任の追及も視野に入れた捜査を進め、海外サーバを経由した事案に対しては、ICPOLルート等国际捜査共助の枠組みを積極的に活用した捜査を行うなど、サイバー犯罪の取締りを推進していく必要がある。

### (2) 情報セキュリティに関する講習等の広報啓発活動等を通じたサイバー犯罪被害の未然防止

情報セキュリティに関する講習会の開催状況については、広報啓発活動の重点期間である2月中の開催回数が、平成21年には2,216回と、前年以上の水準で行われており、広報啓発活動の充実により、サイバー犯罪被害の未然防止が推進されたものと認められる。

しかしながら、情報技術の発展及び普及に伴って、毎年新たな手口によるサイバー犯罪被害が発生する現状にかんがみ、引き続き情報セキュリティに関する講習会等を通じて、新たなサイバー犯罪手口やフィルタリングの有効性などについての広報啓発に努め、国民の情報セキュリティ意識の向上を図る必要がある。

## 第5 キャパシティ・ビルディング支援

### 1 インドネシア、フィリピンに対する支援

インドネシア国家警察改革支援プログラムに加えて、平成20年10月には新規にフィリピン国家警察犯罪対策能力向上プログラムが開始され、専門家派遣数、我が国での研修受入れ件数及び受入れ人数も全体的に増加傾向にある。このような中、専門家による現地での活動は、現場での技術指導、セミナーの開催等にとどまらず、随時行われる現地警察の幹部等との協議、ワーキング・グループの開催による政策形成への関与等、多岐にわたっている。

また、支援の実施に当たっては、一方的に我が国のやり方を押しつけるのではなく、その国の風土、風俗、国情等に応じた支援を個別具体的に行うため、相手国の意見・要望等を踏まえて内容を充実・強化するなど、我が国の警察による国際協力の特質を生かした知識・技術の移転が実施されたものと認められる。

今後も、インドネシア、フィリピンの犯罪対策能力の向上を通じて我が国の治安を確保するという観点から、引き続き各種支援に努める必要がある。また、各種支援の評価については、当該支援が両国の能力向上にどの程度寄与したかをより客観的に把握する方法が構築されていないという課題を踏まえ、今後、我が国の警察としても、適切な評価方法の開発に努める必要がある。

### 2 その他の国（地域）に対する支援

専門家の派遣数に関しては、平成17年以降ほぼ同水準を維持しており、国際犯罪等の情勢や地理的關係等を踏まえ、我が国の治安に影響を及ぼす可能性の高いアジア諸国を中心に、戦略的な国際協力を推進している。

我が国での研修の受け入れ件数及び人員については、17年以降20年まではほぼ同水準を維持してきたところ、21年については、受入れ件数及び人数とも前年を上回る見込みである。また、研修内容についても関係機関の要望を踏まえて見直し、充実化が図られており、我が国での研修に関する各種取り組みについては、一定程度の効果があったものと認められる。

今後も、各種支援の実施に当たっては、対象の効果的な選定や支援内容の充実といった点に留意しつつ、専門家の現地での支援活動と我が国で行う研修との連携を図り、その相乗効果を高めていく必要がある。

## 第6 児童の性的搾取との闘い

### 1 児童の性的搾取事犯に対する取締りの推進

児童買春・児童ポルノ事犯については、送致件数、送致人員、被害児童数

のいずれもが平成20年下半期に増加に転じており、21年上半期は、20年上半期に比べ、送致件数が120件（14.7%）増加した。

また、警察では、外国の捜査手法を学ぶとともに、海外から提供される情報を活用して取締りを行った。

さらに、警察庁では、ICPO国際児童ポルノデータベースに参画するとともに、東南アジアにおける児童の商業的、性的搾取対策に関するセミナー及び捜査官会議を毎年開催しているほか、世界会議にも出席して情報交換を行うなど、国際的な連携を構築・強化している。

以上の状況から、この種事犯に対する取締りは推進されたものと認められる。

しかしながら、依然として児童ポルノ事犯が後を絶たない現状であることから、引き続き、この種事犯の検挙活動と被害の未然防止対策を推進する必要がある。特に、出会い系サイト以外のウェブサイトに関係する児童の被害防止対策についても、強力に推進するほか、児童ポルノ提供等事犯については、被害児童の特定が進んでいないため、「児童ポルノの根絶に向けた重点プログラム」に基づき、ICPO国際児童ポルノデータベースも活用しつつ、被害児童の発見・保護活動を一層推進する必要がある。

## 2 出会い系サイトに関係する児童被害の防止

平成20年下半期から21年上半期までの出会い系サイトに関係する児童の犯罪被害者数の平均は、17年下半期から20年上半期までの同件数の平均と比べると、212人減少しており、改正出会い系サイト規制法の施行によるインターネット異性紹介事業を行おうとする者に対する届出義務の新設等の規制強化や出会い系サイト規制法違反の取締りの推進により、児童の被害が防止されたものと認められる。

しかしながら、児童の犯罪被害者数は減少としたとはいえ、依然としてその発生が見られることから、更なる児童の犯罪被害者数減少に向け、引き続き、改正出会い系サイト規制法や同施行規則第5条「児童でないことの確認の方法」に違反した事業者に対する行政処分を徹底するとともに、21年6月30日に策定された「青少年が安全に安心してインターネットを利用できるようにするための施策に関する基本的な計画」(注33)に沿って、児童の被害の防止に重点を置いた対策を推進していく必要がある。

(注33) フィルタリングソフトウェアの利用の普及等、青少年がインターネット上の青少年の健全な成長を著しく阻害する情報を閲覧する機会を少なくするための措置等を内容とする「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律」第12条に基づき、その施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、平成21年6月30日に決定された計画。

## 第7 総括

以上のように、G8司法・内務大臣会議等における国際的な枠組みを活用した各施策については、様々な形をとりつつ、国際的な連携を国内治安対策として活用しているところであり、2008年（平成20年）G8司法・内務大臣会議終了からいまだ1年半余しか経っていないものの、徐々にではあるが、施策の成果が現れていると評価することができる。

また、G8を始めとする国際的な枠組みに関連する我が国の警察の今後の政策の方向性としては、大きく2点挙げられる。

第一に、G8司法・内務大臣会議の成果を国内治安対策に更に反映することである。G8司法・内務大臣会議での決定事項は、法的拘束力を持つものではないが、主要8か国の治安担当最高責任者が合意した内容には相応の重みがあり、これまで、国内治安対策の推進に際し、関係者と具体的な内容を協議していく上で大きな推進力として活用してきたところ、今後は、これらの成果をより一層活用し、国内治安対策を推進していく必要がある。

第二に、G8を始めとする国際的な枠組みに、我が国の警察が継続的に関与していくことである。ここ数年、2008年（20年）G8司法・内務大臣会議の東京都における開催を見据え、我が国の警察は、治安関連の国際的な枠組みにおいて、積極的に参画してきた。今後も、我が国の警察が、国際社会における我が国の立場に即した貢献を成すためには、このような取組み姿勢を退潮させることなく、相応の主体的な取組みを継続していくことが求められる。

## 終わりに

2008年（平成20年）に開催された北海道洞爺湖サミットで第34回を迎えたサミットは、初期においても、国際テロ対策や金融犯罪対策等の議題が随時取り上げられてきていたが、1994年（6年）に開催された第20回ナポリ・サミットにおいて、初めて国際組織犯罪に言及し、これ以降、G8の枠組み内で国際組織犯罪対策についての議論が活発かつ継続的に行われるようになった。

1997年（9年）には、米国において第1回のG8司法・内務大臣会議が開催され、2008年（20年）の我が国における開催が第10回目となった。G8司法・内務大臣会議は、当初は、国際組織犯罪対策をめぐる情勢に応じ、不定期に開催されていたが、2001年（13年）以降は、サミット議長国において毎年開催されている。

社会のグローバル化が進展し、各国が個別に国内の治安対策を推進すれば各国の治安を確保できるという考え方は、もはや過去のものとなっているところ、相互依存を強める国際社会において、犯罪やテロに適切に対処するためには、関係国が協調する場をもち、国際的な枠組みを活用して、国内治安対策を講ずるといった視点が必要となる。

我が国の警察では、このような視点の下、2008年（20年）G8司法・内務大臣会議の後に、国際テロ対策及び国際組織犯罪対策の一環として、様々な施策を実施してきたが、同会議からいまだ1年半余しか経過しておらず、その効果は道半ばである。

本評価を踏まえ、国際的な枠組みを活用した各種施策を一層充実させるとともに、その効果や問題点等の把握に努め、今後の施策の展開に生かしていくことが必要である。



別添1

G8司法・内務大臣会議  
2008年6月11 - 13日

### 総括宣言(仮訳)

#### < 前文 >

我々、G8各国の司法・内務担当大臣は、鳩山法務大臣及び泉国家公安委員会委員長の呼び掛けによって東京で会合し、欧州委員会の代表者と共に、共通の関心事項について協議した。本会合には、EU議長国の大臣及び国際刑事警察機構（ICPO）事務総長がゲストとして出席した。会合の席上、我々は、国連薬物犯罪事務所（UNODC）事務局長と国連アジア極東犯罪防止研修所（UNAFEI）所長のプレゼンテーションを聴取した。

我々は、国際組織犯罪対策及び国際テロ対策について、各分野におけるG8各国の取組に焦点を当てるとともに、国際的な連携と協調を推し進めるための取組について議論した。また、より効果的な法制度及び法執行能力を整備する上で、助力を必要とする国に対するキャパシティ・ビルディング支援の重要性についても議論した。

#### < 本文 >

### 国際テロ対策

各国における国際テロ防止のための協調的な取組にもかかわらず、国際テロは世界的な脅威であり続けている。2001年9月11日以降のニューヨーク、ワシントン、マドリッド、モスクワ、ロンドン等における大規模なテロ事件の発生は、テロの継続的危険と進化する性質を強調することとなった。我々は、動機を問わず、また、いつ、誰によって敢行されたかを問わず、爆弾攻撃、ハイジャック、誘拐・拉致を始めとするあらゆるテロ行為を、国際の平和と安全及び法の支配に対する最も深刻な脅威の一つとして、改めて厳しく非難する。国際社会におけるテロ対策に責任を持つ我々は、テロ対策への協調した取組を支持、強化し続ける必要があり、G8各国の有する知見と経験を共有し、焦点を絞った積極的な対策の一層の推進を



図ることが、テロとの闘いに勝利するために不可欠であることを確認した。我々はまた、基本的人権への配慮はテロに対する国際的な取組の重要な要素であることを確認した。

我々は、国際テロ組織によるテロ行為のみならず、テロ組織に属していない個人が過激化しテロ行為を敢行する事例が多く、多くの国でみられるようになってきたことを深く憂慮する。2005年のロンドンの事件のほか、グラスゴー、バルセロナ等で発生したテロ又はその未遂事件に見られる一連の趨勢は、徹底的に対処すべき傾向である。過激化した個人によるテロの脅威は引き続き重大であり、暴力に結び付く過激化に対処することは、G8及び世界中のパートナーが協調して取り組むべき課題となっている。

G8各国はこれまでも、暴力に結び付く過激化の傾向を分析し、これに対応する新たな対策を生み出し、自国民と国際社会の安全の強化に努めてきた。インターネット等の近代的情報通信技術の発展及び普及により、暴力的過激主義思想へのアクセス及びその頒布、爆発物製造方法の取得、並びに暴力目的でのネットワーク作り及びリクルートはますます容易になり、暴力に結び付く過激化を容易にする環境が更に整いつつある中、地域警察活動及び地域へのアウトリーチの推進、地域との良好な関係の構築及び維持、並びに暴力に結び付く過激化の防止とその兆候の早期把握等様々な取組がG8各国において試みられている。

我々は、ローマ/リヨン・グループが、G8各国における過激化した個人の事例分析を行ったことを歓迎するとともに、過激化した個人によるテロを未然に防止するための対策を継続する必要があるとの認識で一致した。

国際テロ組織は、相互の連携を強めながら、その勢力を拡大しようとしている。特に、近年、これまで主に国内で活動していたテロ組織が、国際テロ組織の支援を受け、又は、その傘下に入ることを選択し、その結果、従来よりもテロの対象を広げ、また、破壊と殺傷を最大化することを意図した手法を使用する事例が見られる。これにより、その地域におけるテロの脅威が高まるだけでなく、テロ組織の国際的な影響力も更に拡大されることとなり、国際テロの問題を一層深刻なものにしている。

我々は、このような国際テロ組織の動向に特別の注意を払う必要があるとの認識で一致した。そして、国際テロ組織のこれらの動向に対処するためには、G8各国



の関係当局における情報収集を一層進めるとともに、当局間における包括的かつ迅速な情報共有を継続することが重要であることを確認した。

我々は、テロによる攻撃を受けた場合の被害が甚大なものとなる重要エネルギー施設について、テロの脅威に対する特別な防護が必要であることを確認した。また、経済や社会活動がインターネットを始めとする情報インフラに依存を深めている現状を踏まえ、重要情報インフラの防護についても同様の対策が必要であることを確認した。我々は、5年以上にわたり重要情報インフラの防護を先導してきており、鉄道、パイプライン及びエネルギーのインフラの防護の課題に対処してきている。

我々は、ローマノリオン・グループが、この分野における取組により、好事例集等を取りまとめたことを歓迎し、関連する対策を継続するよう要請する。

## ID犯罪

我々は、ID犯罪と呼ばれる事象について議論した。「ID犯罪」というのは厳密な法的概念ではなく、ここでは、アイデンティティーの悪用にかかる不法な行為を広く指すものとして、当該用語を用いることとする。その中には、個人識別文書及び個人識別情報の偽変造のほか、これらの不正な取得、移転、所持及び行使が含まれる。これらの行為をID犯罪と総称することは、その全てが現に犯罪化されているとか、犯罪化されるべきであることを示唆するものではない。

個人を一義的に識別する能力は、現代社会の不可欠の構成要素である。広範囲に渡る公的・私的な活動のために、様々な種類の個人識別文書・個人識別情報が活用されている。そのため、これらが悪用された場合の影響は広範囲に及び、かつ、程度も極めて大きい。個人識別文書及び個人識別情報の悪用は、G8及び世界中の国で、経済的詐欺の手段として、また、証拠を隠滅し、捜査や処罰を免れ、収益を隠蔽する手段として用いられている。情報通信技術の進歩とインターネットの普及に伴い、問題は重大性を増している。これらの進歩のおかげで、取引活動やコミュニケーションははるかに便利になり、かつ、迅速化した。その一方で、犯罪、犯罪者、そして被害者の間の物理的距離が拡大し、ID犯罪に手を染める者にとって、新たな犯行機会が生まれるに至っている。統計的及び実証的なデータは限られているが、犯罪者はID犯罪を通じて巨額の利益を挙げており、我々は、ID犯罪の経済的影響が極めて大きい



ことについて認識が一致した。また、入手可能なデータによれば、ID犯罪はある種の組織犯罪やテロリストの活動と結びついているものとみられる。これらの結びつきは不穏なものであり、重大な懸念事項である。

ID犯罪に対しては、積極的な対処が行われている。我々は、ID犯罪者の犯行手口について、また、これらの者を訴追し、処罰するための手段や方法について、経験を共有し、意見を交換した。また、G8各国は、ID犯罪者を積極的に追跡・検挙するだけでなく、予防措置の導入・拡充にも取り組んでいる。

我々はまた、ID犯罪に対処するため、G8各国において取られている様々な法制面のアプローチについても議論した。G8国は、アイデンティティを悪用する犯罪に対し、詐欺、偽造その他の一般的な罰則を適用して処罰するが、中には、より準備的な段階における一定の行為（例えば、クレジットカード及び銀行カードの電磁情報を、不正な目的で取得、移転又は保管する行為）を特定の犯罪化することによって、このような伝統的なアプローチを補う国もある。他方、より基本的なアイデンティティの悪用そのものに着目し、犯罪的意思による個人識別情報の取得、移転、使用一般を犯罪化し、又は犯罪化することを検討している国もある。法制面の違いに関わりなく、我々は、ID犯罪が警戒を要するグローバルな問題であり、刑事司法及び法執行に対する新たな挑戦であることについて、全面的に見解が一致した。我々は、この新たな問題の性質、射程及び程度について理解を深める必要があり、その目的のためには、国際的な場における経験の共有と議論が有益であることを承認する。これらの点では、国連の政府間専門家グループによって重要な研究がなされており、また、ローマリオンの専門家により、国内的な身分認証制度の強化のための好事例集が作成されている。我々の専門家はまた、個人識別文書及び個人識別情報の犯罪的不正使用の問題を更に研究するための作業を行っている。我々は、これらの努力を評価するとともに、ローマリオンの専門家に対し、ID犯罪を防止し、これと対抗するための作業を引き続き推し進め、その成果物を、望ましい範囲で広く共有するよう求める。なぜなら、この問題は我々の国だけでなく、全世界的な射程を有するからである。

渡航文書の分野におけるID犯罪は、特別の注意を要するまた一つの懸念分野である。国境を適正に管理し、既知の犯罪者やテロリストが国境を越えて移動することを阻止する我々の能力は、入国時及び旅券・査証発給時における個人識別及び本人確認の精度に大きく依存している。これらの識別・確認の精度を高め、渡航文書の偽変造



を探知する一助とするため、バイオメトリクス情報の活用が始まっている。プライバシーその他正当な旅行者の利益を尊重すべきは当然であるが、適正に行われる限り、バイオメトリクスの活用は、迅速で効率的、厳格かつ安全な国境管理に資するものであることを確認する。

我々は、ID犯罪が、古くて新しく、かつ、喫緊の全世界的な課題であることを改めて指摘する。我々は、政府、個人及び公私の団体の適法な活動を促進し、かつ保護するとともに、ID犯罪に対抗するための努力を継続するものである。

## 薬物犯罪対策

我々は、薬物犯罪が、主要な乱用薬物の種類、流通の経路等に各地域で異なる情勢があるものの、国境を越えて敢行され、組織犯罪グループ及びいくつかのテロ組織の重要な資金源とさえなっており、公衆衛生に及ぼす影響も大きい現状を踏まえ、この分野においても、引き続き、G8各国として国際的な連携の推進に貢献していく必要があることを確認した。

我々は、アフガニスタンにおけるヘロインやラテンアメリカにおけるコカインの取引がその地域の安全とも関連を有していることを憂慮するとともに、アフガニスタン及びコロンビア両政府の違法薬物栽培との闘いに対して強い支持を表明する。加えて、新しい種類の合成薬物や、そうした薬物の製造に必要な前駆化学物質が伸張していることについて懸念を有する。コカインやヘロインといった薬物と異なり、情勢の把握が困難である合成薬物対策に向け、我々は、微量成分分析を始めとする科学的手法等、国内外においてあらゆる手法を積極的に活用していくことについて、意見の一致をみた。

我々は、また、引き続き違法薬物が世界各地で流通している現状を憂慮するとともに、この脅威によって、公衆衛生や薬物の製造、流通に影響を受ける国々の尊厳や安定が脅かされていることを懸念する。我々は、G8各国がこうした薬物流通ネットワークを遮断し、違法薬物の使用を持続的に減少させていくため、G8各国それぞれによる国際連携の強化のための施策を一層推進していくとともに、その成果の共有を継続していくことが有益であることについて意見の一致をみた。



1998年6月にニューヨーク国連本部で開催された国連麻薬特別総会をフォローアップするための次期国連麻薬委員会におけるハイレベル会合が、翌2009年3月に開催される。我々は、G8司法・内務大臣会議という場において、薬物犯罪対策に係る知見を共有する機会を得たことの重要性にかんがみ、G8各国においても、国内外の情勢を踏まえ、薬物情勢の的確な把握と分析、薬物密売組織の壊滅に向けた効果的な法執行当局の協力等、有効な薬物犯罪対策を加速させていく必要があるとの認識で一致した。

### 国際組織犯罪に対抗するユニバーサル・ネットワークの構築

我々は、社会の繁栄の基盤である市民社会の安全を脅かし、ひいては、法の支配、市場経済に対し、深刻な影響を与える国際組織犯罪が、国際社会において、更に拡大しているとの共通の懸念を認識する。

我々は、捜査インフラの整備の面で、近年、ICPOが果たしてきた役割の重要性を認識した。ICPOは、盗難・紛失旅券データベースの整備やG8が主導してきたDNA型記録検索依頼ネットワークの整備のための基盤の提供を行うなど、その国際的、かつ、実務的な役割は年を追うごとに重要になっている。我々は、これらのICPOの捜査インフラを一層実効あるものとするため、G8各国の事情が許す範囲内で、所要の協力及び支援を行っていくことを決意し、この観点から、知的財産権犯罪データベースの構築に向けたICPOの取組を歓迎する。

我々は、国際組織犯罪の取締りに当たっては、警察、出入国管理当局、税関当局等の関係当局が有する各種の情報を、各国の個人情報保護制度に配慮しつつ、有効に活用することが極めて重要であることについて確認した。今後とも、G8各国における情報集約のための制度や仕組みに関する知識を交換していくことを確認した。

我々は、携帯電話、インターネット等の近代的情報通信技術の発展及び普及に伴い、多くの犯罪者が、より高い匿名性の下で犯罪を敢行し、かつ、世界中の被害者に到達する機会を得ており、また、電子的な証拠・痕跡がしばしば短寿命である状況の下で、G8各国の法執行機関の追跡能力が、これら近代的情報通信技術を悪用する犯罪者の



能力の後塵を拝しつつあるとの懸念を共有する。このような懸念の下、我々は法執行機関が、世界中のどこにしようとも、そのような犯罪者を特定及び訴追することができるよう、その能力の向上を継続すべきであることを確認した。今年、ローマ/リヨン・グループは、G 8 各国の有益な情報を共有することを目的として、情報通信に関するこのような問題に取り組んできた。この取組により、電話産業と法執行機関との、より緊密な協力を確保するための勧告が取りまとめられた。我々は、この勧告を高く評価するとともに、G 8 各国において法執行機関と通信産業とのよりよい協力関係を構築するよう取り組むことを期待する。

我々は、また、インターネットの犯罪利用に対処するためには、違法情報に関する通報を受け付ける「ホットライン」と連携する形での、法執行機関とサービスプロバイダその他の民間組織との緊密な協力が重要であることを確認した。これに関し、我々は、ローマ/リヨン・グループが作成したいくつかの成果を高く評価する。

最後に、我々は、現在、全世界の国々が参加し、とりわけ電子的証拠が関わる場合の国際協力を促進してきたG 8 ハイテク犯罪 24 時間コンタクトポイントネットワークの継続的な拡大と活用について留意する。我々は、このネットワークの更なる拡大、強化、訓練のための取組を賞賛する。

## キャパシティ・ビルディング支援

国際組織犯罪及び国際テロは、全世界的な取組を必要とする全世界的な課題である。G 8 のみならず、世界中の国が、これらとより効果的に取り組むための普遍的な法的文書 すなわち国際組織犯罪防止条約及び付属議定書、国連腐敗防止条約、13 のテロ防止関連条約及び付属議定書、サイバー犯罪条約 を批准し、全面的に実施することが不可欠である。

我々は、これらの批准及び実施を促進する上で、G 8 のリーダーシップが重要であることを、改めて確認する。

我々は、国際組織犯罪及び国際テロと戦うための法整備、関連する諸条約・議定書・決議の国内的实施、警察及び法執行当局の能力構築、犯罪人引渡し及び国際捜査共助等の国際協力のためのメカニズムの強化等について、助力を必要とする国に対する支援の経験と好事例を共有した。これらの支援を供与することの重要性にかんがみ、本日我々は、「キャパシティ・ビルディング支援に関するG 8 司法・内務閣僚宣言」と



題する別個の宣言を発した。我々はまた、アフガニスタンについて話し合い、アフガニスタンの再建が全世界及び地域の安定に資することにつき共通の理解に達した。

我々はまた、司法分野における体制構築に対する支援の基本的重要性についても、意見を交換した。独立し、実効性を有する司法制度が存在することは、有効な犯罪対策・テロ対策の前提条件をなすだけでなく、それ自体として貴重な公共の財産である。我々は、司法制度及び基本法の整備、法曹養成といった司法分野における技術支援が、同様に重要な取組であることを強く確信する。

我々は、適切な二国間、地域間又は多国間のチャンネルを通じて、我々の権限の範囲内の支援を提供する努力を継続し、また、その質的向上を図る努力を継続することを改めて確認する。我々はまた、世界中のパートナーに対し、この重要な努力に参加するよう呼びかける。

## 児童の性的搾取との闘い

我々は、外国に渡航して児童と性的接触に及ぶ行為や、インターネット上における児童の性的虐待画像 いわゆる児童ポルノ の憂慮すべき氾濫をはじめ、あらゆる形態による児童の性的搾取を非難し、弾劾する。G8諸国は、揺るぎない意思のもと、児童に対するこれらの憎むべき犯罪を予防・捜査・訴追する能力を向上させる努力を続けてきた。

我々は、これらの事項について例年の会合で議論を続け、昨年ミュンヘンにおいては、主要議題の一つとして取り上げた。また、「児童ポルノに対する国際的闘いの強化」と題する独立の宣言を発して、問題の重要性を強調した。

我々はこれらの議論のフォローアップとして、最新の情報を提供し、新たな進展を共有した。この点で、性的搾取及び性的虐待からの児童の保護に関する欧州評議会条約の採択は、児童保護の取組の重要な進展であるといえる。我々はまた、我々の専門家がこの分野で推し進めた重要なイニシアティブを高く評価する。彼らは、児童の性的虐待画像の氾濫が児童に与える影響を検討する国際的な研究シンポジウムを準備し、また、児童に対する性犯罪者を、世界中どこにいてもより効率的に発見し追跡す



るためのメカニズムである G 8 指名手配ウェブサイトの構築を進めている。また、法執行機関職員のトレーニングを改善するとともに、児童の性的搾取、とりわけセックス・ツーリズムや児童ポルノ ーそれは、児童の性的虐待の恒久的記録にほかならない ーとより効果的に闘うための国際協力を拡充するための作業を続けている。それだけでなく、児童誘拐分野における協力の強化を念頭に、性的搾取目的による児童誘拐に対する法執行上の対応や児童誘拐に関する各国法制の検討に着手した。我々は、これらの取組を歓迎するとともに、これを着実に進めていくようローマ・リヨングループに対して指示する。併せて、児童の性的搾取との闘いを継続する我々自身の誓いを新たにするものである。



別添2

G8司法・内務大臣会議  
2008年6月11 - 13日

### キャパシティ・ビルディング支援に関するG8司法・内務閣僚宣言(仮訳)

国際組織犯罪及び国際テロが世界に対する深刻な脅威を与え続けている今日、国際協力の必要性は著しく高まっている。組織犯罪及びテロリスト集団の活動は、今や国境によって縛られておらず、すべての国が協働して市民の安全を確保し、法の支配を押し進める必要がある。テロと国際組織犯罪は、異なる動機と論理によって動かされる別個の現象ではあるが、いずれも国際協力の拡充を必要ならしめるものである。国際協力の中でも最も重要な取組の1つは、これらの脅威と闘うための司法制度、刑事及び関連法制並びにテロ行為を防止するための政策、手続及び体制を整備し、並びに法執行能力を拡充する上で助力を必要とする国に対するキャパシティ・ビルディング支援の供与である。

G8諸国は長い間キャパシティ・ビルディング支援を重視し、単独で又は共同で、各種の活動に取り組んできた。支援の行われた分野は、組織犯罪及びテロと闘うための法整備、関連する各種条約・議定書・決議 とりわけ国際組織犯罪防止条約(UNTOC)及び付属議定書、国連腐敗防止条約(UNCAC)並びにテロ防止関連諸条約の国内的实施の促進、警察及び法執行当局の能力構築、犯罪人引渡、国際捜査共助等の法的協力のためのメカニズムの強化等にわたっている。G8はまた、ハイテク犯罪24時間コンタクトポイントネットワークを設立、強化、訓練し、それは今や50の国・地域の参加を数えるに至っている。

テロ対策のためのキャパシティ・ビルディング支援に関しては、我々の首脳は、2003年、エビアンにおいて、「テロと闘うための国際的な政治的意思及び能力の向上」に関するG8行動計画に合意し、これに基づいてテロ対策行動グループ(CTAG)が設けられた。CTAGは、設置以来定期的に会合し、G8以外のドナー及び国連その他の関連組織の参加を得て、情報と経験を共有し、支援の焦点を合わせる場として機能してきた。また、G8は、テロとの国際的な闘いにおける国連の中心的な役割を認知し、テロ対策委員会(CTC)及びその事務局(CTED)、国連薬物犯罪事務所(UNODC)等、関連する国連機関によるキャパシティ・ビルディングの取組を歓迎し、支持してきた。



同様に、我々の首脳は、2000年、沖縄において、犯罪集団が、より脆弱な国の社会、経済及び政治構造を脅かし、犯罪に対抗する世界的な枠組みの抜け穴として、これらの国を利用することを防ぐため、そのような国の刑事司法制度を強化するためのキャパシティ・ビルディングの努力を支援することの重要性を確認している。

キャパシティ・ビルディング支援の目標は、国際組織犯罪対策にせよ、テロ対策にせよ、平和と安全、ガバナンス、人権、そして法の支配を促進することにある。両分野において求められる努力は同一ではないが、法と秩序の基本的な価値は普遍的なものであるから、これらの取組は相互補完的でなければならない。

我々は、司法の実現と法執行能力の改善を目指した支援が、その効果を最大限に発揮するためには、以下のものが必要と考える。

- 被支援国の主権及びオーナーシップ、並びに説明責任を伴った統治及び安全に対する国民の権利の尊重
- 被支援国の歴史、文化、法的伝統及び社会に対する理解
- 被支援国のニーズに適合する柔軟性と多様性、それと同時に、関連する国際法文書の規定及び目的との全面的な整合性
- 司法制度と法執行能力の適切な均衡を確保するための全体論的なアプローチの採用
- 持続的な効果を上げるため、中長期的視点に対する適切な考慮
- 実行可能な場合には、将来の開発努力の強化に向け、プログラムの長所と短所を特定するための定期的な評価
- 限られた資源の効率的・効果的な投入を促進するための支援国間調整の重要性に対する認識

司法制度、刑事及び関連法制並びにテロ行為を防止するための政策、手続及び体制を整備し、並びに法執行、検察、裁判、弁護及び矯正の能力を拡充するためのキャパシティ・ビルディング支援の死活的な重要性にかんがみ、我々はこの、適切な二国間、地域間又は多国間のチャンネルを通じて、我々の権限の範囲内の支援を提供する努力を継続し、また、その質的向上を図る努力を継続することを約束する。我々、G8各国の司法・内務担当閣僚はまた、世界中のパートナーに対し、この重要な努力に参加するよう呼び掛ける。